

令和 7 年かすみがうら市議会第 1 回定例会
市長提出議案集

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

かすみがうら市

目 次

1.	議案第 11 号	かすみがうら市職員の降給に関する条例の制定について	1～3
2.	議案第 12 号	かすみがうら市学校教育施設整備基金条例の制定について	4～5
3.	議案第 13 号	かすみがうら市手話言語条例の制定について	6～8
4.	議案第 14 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	9～11
5.	議案第 15 号	かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12
6.	議案第 16 号	かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
7.	議案第 17 号	かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	14～15
8.	議案第 18 号	かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	16
9.	議案第 19 号	かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17～18

10. 議案第 20 号	かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について		19～20
11. 議案第 21 号	かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について		21～22
12. 議案第 22 号	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について		23～24
13. 議案第 23 号	かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について		25～26
14. 議案第 24 号	かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について		27
15. 議案第 25 号	かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について		28～29
16. 議案第 26 号	かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		30～31
17. 議案第 27 号	かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について		32～33

18. 議案第 28 号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びかすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
..... 34～38
19. 議案第 29 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
..... 39～40
20. 議案第 30 号 かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
..... 41～42
21. 議案第 31 号 かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 43
22. 議案第 32 号 かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
..... 44
23. 議案第 33 号 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 45～46
24. 議案第 34 号 かすみがうら市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 47
25. 議案第 35 号 かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について 48～53

26. 議案第 36 号	かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給 に関する条例の一部を改正する条例の制定について	 54～55
27. 議案第 37 号	かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関 する条例を廃止する条例の制定について	 56～57
28. 議案第 38 号	令和 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 10 号）	 58～82
29. 議案第 39 号	令和 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予 算（第 4 号）	 83～89
30. 議案第 40 号	令和 6 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第 2 号）	 90～96
31. 議案第 41 号	令和 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）	 97～103
32. 議案第 42 号	令和 7 年度かすみがうら市一般会計予算	 （予算書）
33. 議案第 43 号	令和 7 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算	 （予算書）
34. 議案第 44 号	令和 7 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算	 （予算書）
35. 議案第 45 号	令和 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算	 （予算書）
36. 議案第 46 号	令和 7 年度かすみがうら市水道事業会計予算	 （予算書）
37. 議案第 47 号	令和 7 年度かすみがうら市下水道事業会計予算	 （予算書）

38. 議案第 48 号	財産の無償譲渡について		104～105
39. 議案第 49 号	財産の無償譲渡について		106～107
40. 議案第 50 号	茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について		108～109
41. 議案第 51 号	市道路線の認定について		110～112
42. 議案第 52 号	市道路線の認定について		113～115

(参考資料)

○ 付議事件（条例）条文新旧対照表		116～167
・ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表		(116～119)
かすみがうら市情報公開・個人情報保護審査会条例 新旧対照表(第 1 条関係)		(116)
かすみがうら市個人情報の保護に関する法律施行条例 新旧対照表(第 1 条関係)		(116～117)
かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 新旧対照表 (第 1 条関係)		(117)
かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第 2 条関係)		(117～119)
かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 新旧対 照表(第 2 条関係)		(119)
かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 新旧対 照表(第 3 条関係)		(119)
・ かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表		(119～120)

- ・ かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例 新旧対照表
..... (120)
- ・ かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表
..... (120～123)
- ・ かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表
..... (123～124)
- ・ かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表
..... (124～125)
- かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表
(第1条関係) (124)
- かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表
(第2条関係) (125)
- ・ かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表
..... (125～128)
- ・ かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表
..... (128)
- ・ かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表
..... (128～129)
- ・ かすみがうら市手数料条例 新旧対照表 (129～130)
- ・ かすみがうら市環境美化に関する条例 新旧対照表
..... (130～131)
- ・ かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 新旧対照表
..... (131～137)
- ・ かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例 新旧対照表
..... (137～139)

かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例 新旧対照表(第1条関係)		(137~138)
かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例 新旧対照表(第2条関係)		(138~139)
・ かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表		(139~140)
・ かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びかすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表		(140~148)
かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表(第1条関係)		(140~144)
かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表(第2条関係)		(144~148)
・ かすみがうら市介護保険条例 新旧対照表		(148~150)
・ かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例 新旧対照表		(150~151)
・ かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例		(151~152)
・ かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例 新旧対照表		(152)
・ かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例 新旧対照表		(152~154)
・ かすみがうら市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 新旧対照表		(154~155)

- ・ かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術
管理者の資格基準に関する条例 新旧対照表 …………… (155～162)
- ・ かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
新旧対照表 …………… (162～163)
- ・ かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例を廃止
する条例 新旧対照表 …………… (163～166)
 - かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例 新旧対照表(附則第 2 項
関係) …………… (163)
 - かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
新旧対照表(附則第 3 項関係) …………… (163～164)
 - かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例 新旧対照表(附則第 4 項関
係) …………… (165～166)
 - かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例
新旧対照表(附則第 5 項関係) …………… (166)
- ・ 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約 新旧対照表
…………… (167)

議案第 11 号

かすみがうら市職員の降給に関する条例の制定について

かすみがうら市職員の降給に関する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市職員の降給に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 27 条第 2 項及び第 28 条第 3 項の規定に基づき、職員の意に反する降給に関し必要な事項を定めるものとする。

(降給の種類)

第 2 条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

(降格の事由)

第 3 条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、

次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2人によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなる場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

(ア及びイに掲げる場合を除く。)

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第4条 任命権者は、人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状

態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(通知書の交付)

第5条 任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(受診命令に従う義務)

第6条 職員は、第3条第1号イに掲げる事由に該当するかどうかを判断するため、医師による診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第46号）附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「並びにかすみがうら市職員の給与に関する条例附則第7項の規定による降給とする」とする。

3 第5条の規定は、かすみがうら市職員の給与に関する条例附則第7項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

議案第 12 号

かすみがうら市学校教育施設整備基金条例の制定について

かすみがうら市学校教育施設整備基金条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市学校教育施設整備基金条例

(設置)

第 1 条 学校教育施設の整備に必要な経費の財源に充てるため、かすみがうら市学校教育施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算に定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上の必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、

期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 この基金は、第1条に規定する目的に限り全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第13号

かすみがうら市手話言語条例の制定について

かすみがうら市手話言語条例を次のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市手話言語条例

手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、物の名称や意思、概念等を手指の動き、表情等により視覚的に表現する言語である。ろう者が思考し、情報を取得し、意思疎通を図る手段として用いられる母語であり、日常生活や社会生活を営む上で重要なものとして、大切に育まれてきた。

しかし、ろう者は、手話が言語として認められず、手話を使用する環境が十分に整えられてこなかったことなどにより、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきた。

このような状況の中で、手話は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において言語として位置付けられ、手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に取り組むことが求められている。

かすみがうら市は、ここに、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する施策を推進し、誰もが互いに支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の

促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備について基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、市が推進する手話に関する施策を定めることにより、誰もが安心して暮らすことができる共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 市民等 市の区域内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市の区域内において事業を行う法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備は、手話が言語であること及びろう者が手話により意思疎通を図る権利を有することを踏まえ、ろう者とろう者以外の者が、互いに人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話に対する理解を促進し、手話を普及し、及び手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を推進するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報取得の機会の拡充に関する施策

(3) 手話による意思疎通の支援に関する施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 1 4 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(かすみがうら市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) かすみがうら市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和 5 年かすみ
がうら市条例第 5 号) 第 1 4 条第 1 項
- (2) かすみがうら市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年かすみ
がうら市条例第 4 号) 附則第 3 条第 4 項から第 6 項まで
- (3) かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成
1 7 年かすみがうら市条例第 1 0 5 号) 第 2 9 条第 1 項

(かすみがうら市職員の給与に関する条例及びかすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第46号）第20条の2第3号及び第4号、第20条の3第1項第1号並びに同条第5項第1号
- (2) かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第148号）第6条第1号

（かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第3条 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第149号）の一部を次のように改める。

第4条第1号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。

以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後のかすみがうら市職員の給与に関する条例第20条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第5項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 15 号

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成
27 年かすみがうら市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「法第 2 条第 8 項」を「法第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号
中「法第 2 条第 12 項」を「法第 2 条第 13 項」に改め、同条第 4 号中「法第 2
条第 14 項」を「法第 2 条第 15 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 16 号

かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（令和 5 年かすみがうら市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「株式会社かすみがうら未来づくりカンパニー」を「株式会社かすみがうら F C」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項中「）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」の次に「並びに」を加え、「中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を削る。

第 15 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 18 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 18 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 18 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状

況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 18 号

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年かすみがうら市
条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 3 項中「第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 2
9 項の規定」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 19 号

かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例

第 1 条 かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 項中「前 4 項」を「前各項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、議長、副議長及び議員が議会又は委員会等に出席したときは、費用弁償として 1 日につき 1, 000 円を支給する。

第 2 条 かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 議長の項中「334, 000 円」を「385, 000 円」に改め、
同表副議長の項中「285, 000 円」を「328, 000 円」に改め、同

表議員の項中「269,000円」を「310,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第2条による改正後のかすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に初めてその期日を告示されるかすみがうら市議会議員一般選挙において選出されるかすみがうら市議会議員の任期の開始する日から適用する。

議案第 20 号

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例（平成 17 年かすみがうら市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 執行機関の部監査委員の款知識経験を有するものの中から選任され
た委員の項報酬の欄を次のように改める。

	40,000	
--	--------	--

別表第 1 執行機関の部監査委員の款議会議員の中から選任された委員の項報
酬の欄を次のように改める。

	35,000	
--	--------	--

別表第 1 附属機関の部中地域包括支援センター運営協議会委員の項、予防接
種事故調査会委員の項及び環境美化委員会議委員の項を削り、社会教育委員の
項の次に次のように加える。

学校運営協 議会委員			7,500	37	2,100	12,500	2,100
---------------	--	--	-------	----	-------	--------	-------

別表第1 附属機関の部消防施設等整備検討委員会委員の項を削り、同表備考
7 中「1 校当たりの額」を「1 校当たりの日額」に改める

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 2 1 号

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の項中「7 7 9, 0 0 0 円」を「8 1 8, 0 0 0 円」に改め、
同表副市長の項中「5 9 2, 0 0 0 円」を「6 2 2, 0 0 0 円」に改め、同表
教育長の項中「5 4 6, 0 0 0 円」を「5 7 4, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のかすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与
及び旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に初めてその期日

を告示されるかすみがうら市長選挙において選出されるかすみがうら市長の
任期の開始する日から適用する。

議案第 2 2 号

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第
4 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

課長及び署長の職務
消防司令の職務
消防司令補の職務
消防士長の職務
消防副士長の職務
消防士の職務

」を

「

課長、署長及び企画監の職務
課長補佐及び副署長の職務
係長の職務
主任の職務
主幹の職務
主事及び主事補の職務

」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例

かすみがうら市手数料条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する手数料の部許可申請の款 3,000 平方メートル未満の項中「3,000 平方メートル未満」を「3,000 平方メートル以下」に改め、同款 5,000 平方メートル未満の項を削り、同部変更の款 3,000 平方メートル未満の項中「3,000 平方メートル未満」を「3,000 平方メートル以下」に改め、同款 5,000 平方メートル未満の項を削り、同表開発行為（建築等）に関する証明手数料の項の次に次のように加える。

宅地造成又は 特定盛土等に 関する工事中 間検査申請手	敷地の面積	0.3 ヘクタール以内	1 件	2,700
		0.3 ヘクタールを超え 2 ヘクタール以内	1 件	5,400

数料	2ヘクタールを超え4ヘクタール以内	1件	10,800
	4ヘクタールを超え7ヘクタール以内	1件	21,600
	7ヘクタールを超え10ヘクタール以内	1件	37,800
	10ヘクタールを超える	1件	54,000

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 2 4 号

かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市環境美化に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 1 0 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第 1 9 条」を削り、「第 2 0 条・第 2 1 条」を「第 1 9 条・第 2 0 条」に、「第 2 2 条・第 2 3 条」を「第 2 1 条・第 2 2 条」に、「第 2 4 条」を「第 2 3 条」に改める。

第 1 9 条を削り、第 5 章中第 2 0 条を第 1 9 条とし、第 2 1 条から第 2 4 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
の一部を改正する条例

かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条第 1 項中「及び災害の防止」を削る。

第 4 条第 2 項中「若しくは崩落」を削る。

第 5 条第 1 項中「及び災害」を削る。

第 7 条ただし書中「第 8 条第 3 項」を「次条第 3 項」に改める。

第 8 条第 1 項中「5, 000 平方メートル未満」を「3, 000 平方メートル以下」に改め、同条第 2 項中第 9 号を削り、第 10 号中「及び災害の防止」を削り、同号を第 9 号とし、第 11 号を第 10 号とし、同条第 3 項中「並びに都市計画法第 35 条第 2 項の規定による開発許可の通知」を削る。

第 9 条中「第 10 号」を「第 9 号」に改める。

第 11 条第 2 号を削り、同条第 3 号中「及び災害の防止」を削り、同号を同条第 2 号とし、同条中第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第 12 条中「及び災害の防止」を削る。

第 13 条第 1 項中「第 10 号」を「第 9 号」に改め、同条第 3 項中「第 11 号」を「第 10 号」に改める。

第 14 条第 2 項中「事業の施工に関する計画（前条第 1 項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第 23 条第 2 項第 1 号において同じ。）及び」及び「及び災害の防止」を削る。

第 18 条中「及び災害の防止」を削る。

第 21 条中「又は災害の防止」を削る。

第 23 条第 2 項第 1 号中「事業の施工に関する計画若しくは」及び「及び災害の防止」を削り、同項第 2 号中「又は災害の防止」を削る。

第 24 条中「又は災害の防止」を削る。

第 29 条第 1 項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「者」を「とき」に改め、同条第 2 項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「者」を「とき」に改め、同条第 3 項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「者」を「とき」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のかすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定により着手している土地の埋立て等については、なお従前の例による。

議案第 26 号

かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例及
びかすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例及びかすみ
がうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制
定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例及
びかすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正
する条例

(かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)
第 1 条 かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例（令和
6 年かすみがうら市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表志士庫第 2 コミュニティステーションの項を削る。

(かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部改正)
第 2 条 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成 28 年かすみ
がうら市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表千代田コミュニティセンターの部コミュニティスペースDの項からコミュニティスペースHの項までを削り、同表牛渡コミュニティステーションの部会議室Aの項中「会議室A」を「会議室」に改め、同部会議室Bの項を削り、同表安飾コミュニティステーションの部会議室Cの項を削り、同表志土庫第2コミュニティステーションの部を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の別表千代田コミュニティセンターの部コミュニティスペースDの項からコミュニティスペースHの項までを削る改正規定、同表牛渡コミュニティステーションの部会議室Aの項の改正規定、同部会議室Bの項を削る改正規定及び同表安飾コミュニティステーションの部会議室Cの項を削る改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 27 号

かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例（平成 20 年かすみがうら市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中足湯コーナーの項を削る。

別表第 2 中

「

足湯コーナー

区分	使用料（1 人につき）
	1 日
市内在住者又は在勤者	1 0 0 円
上記以外の者	2 0 0 円

健康づくりコーナー又は子育て ルームを使用する者	無料
-----------------------------	----

」を

削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びかすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びかすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びかすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年かすみがうら市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」と

いう。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととす

ることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

（かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年かすみがうら市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列

記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「場合小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「場合 小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項第2号中「場合事業」を「場合 事業」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

（1） 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（2） 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第29号

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例

かすみがうら市介護保険条例（平成18年かすみがうら市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和6年度」を「令和7年度」に改め、同項第1号中「30,500円」を「33,300円」に改め、同項第2号中「46,000円」を「50,100円」に改め、同項第3号中「46,300円」を「50,500円」に改め、同項第4号中「60,400円」を「65,800円」に改め、同項第5号中「67,200円」を「73,200円」に改め、同項第6号中「80,600円」を「87,800円」に改め、同項第7号中「87,300円」を「95,100円」に改め、同項第8号中「100,800円」を「109,800円」に改め、同項第9号中「114,200円」を「124,400円」に改め、同項第10号中「127,600円」を「139,000円」に改め、同項第11号中「141,100円」を「153,700円」に改め、同項第12号中「154,500円」を「168,300円」に

改め、同項第13号中「161, 200円」を「175, 600円」に改め、同条第2項中「令和6年度」を「令和7年度」に、「19, 150円」を「20, 860円」に改め、同条第3項中「令和6年度」を「令和7年度」に、「19, 150円」を「20, 860円」に、「32, 590円」を「35, 500円」に改め、同条第4項中「令和6年度」を「令和7年度」に、「19, 150円」を「20, 860円」に、「46, 030円」を「50, 140円」に改める。

第12条第1項に次の1号を加える。

(5) 第1号被保険者が法第63条の規定の適用を受けていること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のかすみがうら市介護保険条例第4条の規定は、令和7年度以降の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第30号

かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例（平
成27年かすみがうら市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「員数」の次に「（協議会が第1号被保険者の数及び地域包
括支援センターの運営の状況を勘案して必要と認めるときは、常勤換算方法
（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センタ
ーにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括
支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によ
ることができる。第3項において同じ。）」を加え、同項第3号中「主任介護
支援専門員（」の次に「介護支援専門員であって、」を加え、「介護保険法施
行規則」の次に「（平成11年厚生省令第36号）」を加え、「第140条の
68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に、「修了した者」を「修

了したもの（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに第1項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 31 号

かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予
防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予
防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条
例（平成 27 年かすみがうら市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 号中「第 140 条の 6 第 1 号ロ（2）」を「第 140 条の 6
第 1 号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 2 号

かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年
かすみがうら市条例第 1 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条及び第 4 条を削り、第 5 条を第 3 条とし、第 6 条から第 9 条までを 2
条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 33 号

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準
を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市 都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める
条例（平成 26 年かすみがうら市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条各号を次のように改める。

（１） 沿道型集落 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（ろ）
項各号に掲げる建築物並びに延べ面積が 200 平方メートル以下の事務所
及び作業所

（２） 依存型集落 建築基準法別表第 2（ろ）項各号に掲げる建築物

第 6 条第 1 項第 1 号中「前条各号の建築物の建築を目的とした開発行為で、
予定建築物の高さが規則で定める高さを超えないもの。この場合において、前
条第 4 号の規定の適用については、同号中「沿道型集落」とあるのは、「沿道型
集落又は独立型集落」とする」を「次のいずれかに該当する開発行為で、予定

建築物の高さが規則で定める高さを超えないもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 建築基準法別表第2（い）項第1号に規定する建築物のうち、自己の居住の用に供する専用住宅（以下「自己用住宅」という。）

イ 建築基準法別表第2（い）項第2号に規定する建築物のうち、自己の居住の用及び自己の業務の用に供するもの

ウ 建築基準法別表第2（ろ）項第2号に規定する建築物のうち、自己の業務の用に供するもの

エ 延べ面積が200平方メートル以下の事務所及び作業所のうち、自己の業務の用に供するもの。ただし、沿道型集落に建築するものに限る。

オ アからエまでに掲げる建築物に附属する建築物

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 3 4 号

かすみがうら市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 2 5 年かすみがうら市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「第 2 1 条第 2 項第 1 号」を「第 2 2 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 35 号

かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 25 年かすみがうら市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「の土木工学科」を「又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 2 号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」

に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「又は」を「若しくは」に改め、「高等専門学校」の次に「又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を、「水道」の次に「等」を、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条中第9号を第12号とし、第8号中「1年以上水道」の次に「等」を加え、「者」の次に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

- （11）建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第7号中「若しくは第2号」を「から第6号まで」に改め、「課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する」及び「又は学科目」を削り、「水道」の次に「等」を、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「にあつては1年」を「にあつては2年」に、「2年」を「3年」に改め、「有する者」の次に「（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」の次に「等」を、「者」の次に「（5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する

者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「高等学校又は中等教育学校」を「高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）」に改め、「水道」の次に「等」を、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- （6） 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- （4） 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条に次の1項を加える。

- 2 簡易水道事業、給水人口が5万人以下である水道事業又は一日最大給水量が2万5千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道（以下「簡易水道等」という。）について、前項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」

と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事にに関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事にに関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事にに関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号の卒業生にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業生にあっては1年以上、第2号の卒業生にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年以上、第2号の卒業生にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」

と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「及び第4号」を「又は第5号」に、「土木工学以外の」を「、」に、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第1号」を「同項第1号」に、「同条第3号」を「同項第3号」に、「同条第4号」を「同項第5号」に改め、同条第4号中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「専門職大学前期課程にあっては、修了した後」を「当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。」に、「同条第1号」を「同項第1号」に、「同条第3号」を「同項第3号」に、「同条第4号」を「同項第5号」に改め、同条第5号中「において、」の次に「第1号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に改め、同条

に次の２号を加える。

(７) 技術士法第４条第１項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(８) 建設業法施行令第３７条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第４条に次の１項を加える。

２ 簡易水道等又は１日最大給水量が１万立方メートル以下である専用水道について前項第１号中「３年以上」とあるのは「１年６月以上」と、「５年以上」とあるのは「２年６月以上」と、「７年以上」とあるのは「３年６月以上」と、同項第２号中「４年以上」とあるのは「２年以上」と、「６年以上」とあるのは「３年以上」と、「８年以上」とあるのは「４年以上」と、同項第３号中「１０年以上」とあるのは「５年以上」と、同項第４号中「５年以上」とあるのは「２年６月以上」と、「７年以上」とあるのは「３年６月以上」と、「９年以上」とあるのは「４年６月以上」と、同項第５号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の２分の１以上」と、同項第７号中「１年以上」とあるのは「６月以上」と、同項第８号中「３年以上」とあるのは「１年６月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 36 号

かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例

かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成
17 年かすみがうら市条例第 148 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額

（単位：円）

階級	勤務年数						
	5 年 以 上	10 年 以 上	15 年 以 上	20 年 以 上	25 年 以 上	30 年 以 上	35 年 以 上
	10 年 未 満	15 年 未 満	20 年 未 満	25 年 未 満	30 年 未 満	35 年 未 満	
団長	239, 000	344, 000	459, 000	594, 000	779, 000	979, 000	1, 079, 000

副団長	229, 000	329, 000	429, 000	534, 000	709, 000	909, 000	1, 009, 000
分団長	219, 000	318, 000	413, 000	513, 000	659, 000	849, 000	949, 000
副分団長	214, 000	303, 000	388, 000	478, 000	624, 000	809, 000	909, 000
部長及び 班長	204, 000	283, 000	358, 000	438, 000	564, 000	734, 000	834, 000
団員	200, 000	264, 000	334, 000	409, 000	519, 000	689, 000	789, 000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 37 号

かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例
を廃止する条例の制定について

かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例を廃止する
条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例
を廃止する条例

かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例（平成 17
年かすみがうら市条例第 129 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正）
- 2 かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成 19 年かすみ
がうら市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。
別表中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号から第 31 号まで
を 1 号ずつ繰り上げる。
（かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正）

- 3 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1 附属機関の部農村環境改善センター運営委員会委員の項を削る。

（かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部改正）

- 4 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成28年かすみがうら市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第10号」を「第9号」に改め、第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

別表農村環境改善センターの部を削る。

（かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正）

- 5 かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

議案第 38 号

令和 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 6 年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 51, 125 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19, 293, 857 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
10 地 方 特 例 交 付 金		203, 292	5, 824	209, 116
	1 地 方 特 例 交 付 金	203, 292	5, 824	209, 116
11 地 方 交 付 税		4, 300, 000	122, 699	4, 422, 699
	1 地 方 交 付 税	4, 300, 000	122, 699	4, 422, 699
15 国 庫 支 出 金		3, 120, 453	△188, 218	2, 932, 235
	1 国 庫 負 担 金	2, 027, 181	△33, 638	1, 993, 543
	2 国 庫 補 助 金	1, 084, 338	△154, 580	929, 758
16 県 支 出 金		1, 458, 444	△44, 184	1, 414, 260
	1 県 負 担 金	814, 827	△5, 882	808, 945
	2 県 補 助 金	431, 462	△16, 276	415, 186
	3 県 委 託 金	106, 077	△318	105, 759
	4 県 交 付 金	106, 078	△21, 708	84, 370
17 財 産 収 入		20, 841	734	21, 575
	1 財 産 運 用 収 入	20, 639	734	21, 373
18 寄 附 金		225, 001	9, 100	234, 101
	1 寄 附 金	225, 001	9, 100	234, 101
19 繰 入 金		798, 409	△308, 978	489, 431
	1 基 金 繰 入 金	798, 406	△350, 000	448, 406
	2 特 別 会 計 繰 入 金	3	41, 022	41, 025
20 繰 越 金		317, 966	381, 332	699, 298
	1 繰 越 金	317, 966	381, 332	699, 298
21 諸 収 入		294, 501	15, 758	310, 259

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 市 預 金 利 子	1	523	524
	5 雑 入	234, 291	15, 235	249, 526
22 市 債		1, 390, 200	△45, 192	1, 345, 008
	1 市 債	1, 390, 200	△45, 192	1, 345, 008
歳 入	合 計	19, 344, 982	△51, 125	19, 293, 857

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		3, 073, 361	341, 369	3, 414, 730
	1 総 務 管 理 費	2, 451, 962	358, 787	2, 810, 749
	2 徴 税 費	496, 557	△17, 906	478, 651
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	86, 614	488	87, 102
3 民 生 費		7, 062, 477	△111, 158	6, 951, 319
	1 社 会 福 祉 費	4, 044, 416	△109, 506	3, 934, 910
	2 児 童 福 祉 費	2, 327, 039	△8, 581	2, 318, 458
	3 生 活 保 護 費	691, 022	6, 929	697, 951
4 衛 生 費		1, 287, 228	△63, 161	1, 224, 067
	1 保 健 衛 生 費	1, 287, 228	△63, 161	1, 224, 067
6 農 林 水 産 業 費		733, 216	△38, 034	695, 182
	1 農 業 費	714, 762	△37, 875	676, 887
	2 林 業 費	15, 161	△159	15, 002
7 商 工 費		542, 506	△5, 470	537, 036
	1 商 工 費	542, 506	△5, 470	537, 036
8 土 木 費		1, 554, 820	△80, 639	1, 474, 181
	2 道 路 橋 梁 費	684, 862	△80, 639	604, 223
9 消 防 費		1, 093, 478	△9, 896	1, 083, 582
	1 消 防 費	1, 093, 478	△9, 896	1, 083, 582
10 教 育 費		1, 791, 339	△77, 657	1, 713, 682
	1 教 育 総 務 費	299, 646	△4, 002	295, 644
	2 小 学 校 費	628, 177	△43, 900	584, 277

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 中 学 校 費	431,868	△6,800	425,068
	4 社 会 教 育 費	244,533	△14,896	229,637
	5 保 健 体 育 費	187,115	△8,059	179,056
12 公 債 費		1,914,832	△6,479	1,908,353
	1 公 債 費	1,914,832	△6,479	1,908,353
歳 出 合 計		19,344,982	△51,125	19,293,857

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務に要する経費	6, 1 7 6
3 民生費	1 社会福祉費	長寿社会づくりに要する経費	2 9, 7 8 0
3 民生費	2 児童福祉費	稲吉児童館管理運営に要する経費	9 8 9
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援に要する経費	1, 5 0 4
4 衛生費	1 保健衛生費	一般廃棄物処理に要する経費	1, 3 9 9
6 農林水産業費	1 農業費	県単土地改良に要する経費	8, 4 7 0
8 土木費	2 道路橋梁費	市道整備に要する経費	8 9, 0 0 0
8 土木費	2 道路橋梁費	(仮称) 千代田 P A スマート I C 関連事業に要する経費	6 5, 7 0 4
9 消防費	1 消防費	災害対策に要する経費	1, 3 8 0
合 計			2 0 4, 4 0 2

第 3 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎移転事業債	370,100	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	369,500	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
霞ヶ浦コミュニティセンター空調施設整備事業債	18,200				15,200			
霞ヶ浦コミュニティセンター視聴覚室LED照明整備事業債	10,000				7,700			
市道整備事業債	284,900				255,600			
橋梁長寿命化事業債	7,400				2,600			
消防車両整備事業債	58,100				55,600			
下稻吉中学校施設整備事業債	34,100				34,500			
下稻吉東小学校施設整備事業債	13,500				14,500			
臨時財政対策債	50,000				45,908			
合 計	846,300				801,108			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,595,595	0	5,595,595
2 地 方 譲 与 税	232,288	0	232,288
3 利 子 割 交 付 金	2,266	0	2,266
4 配 当 割 交 付 金	28,293	0	28,293
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	33,218	0	33,218
6 法 人 事 業 税 交 付 金	94,563	0	94,563
7 地 方 消 費 税 交 付 金	964,281	0	964,281
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	123,000	0	123,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,000	0	20,000
10 地 方 特 例 交 付 金	203,292	5,824	209,116
11 地 方 交 付 税	4,300,000	122,699	4,422,699
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,549	0	5,549
13 分 担 金 及 び 負 担 金	68,183	0	68,183
14 使 用 料 及 び 手 数 料	48,639	0	48,639
15 国 庫 支 出 金	3,120,453	△188,218	2,932,235
16 県 支 出 金	1,458,444	△44,184	1,414,260
17 財 産 収 入	20,841	734	21,575
18 寄 附 金	225,001	9,100	234,101
19 繰 入 金	798,409	△308,978	489,431
20 繰 越 金	317,966	381,332	699,298
21 諸 収 入	294,501	15,758	310,259

(単位 千円)

款		補正前の額	補正額	計
22 市	債	1, 390, 200	△45, 192	1, 345, 008
歳	入	19, 344, 982	△51, 125	19, 293, 857
合 計				

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 議 会 費	146,457	0	146,457						
2 総 務 費	3,073,361	341,369	3,414,730	△14,763	△3,600	2,525	357,207		
3 民 生 費	7,062,477	△111,158	6,951,319	△142,250		15,541	15,551		
4 衛 生 費	1,287,228	△63,161	1,224,067	△30,507		△987	△31,667		
5 労 働 費	115,266	0	115,266						
6 農 林 水 産 業 費	733,216	△38,034	695,182	△30,253			△7,781		
7 商 工 費	542,506	△5,470	537,036	△2,731			△2,739		
8 土 木 費	1,554,820	△80,639	1,474,181	△53,755	△34,100		7,216		
9 消 防 費	1,093,478	△9,896	1,083,582		△2,500	8,890	△16,286		
10 教 育 費	1,791,339	△77,657	1,713,682	41,857	△900	140,000	△258,614		
11 災 害 復 旧 費	2	0	2						
12 公 債 費	1,914,832	△6,479	1,908,353				△6,479		
13 予 備 費	30,000	0	30,000						
歳 出 合 計	19,344,982	△51,125	19,293,857	△232,402	△41,100	165,969	56,408		

2 歳 入

(款) 10 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1地 方 特 例 交 付 金	203,292	5,824	209,116	1 地 方 特 例 交 付 金	5,824	地方特例交付金
計	203,292	5,824	209,116			

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1地 方 交 付 税	4,300,000	122,699	4,422,699	1 地 方 交 付 税	122,699	普通交付税 59,542 特別交付税 62,943 震災復興特別交付税 214
計	4,300,000	122,699	4,422,699			

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1民生費国庫負担金	2,027,181	△33,638	1,993,543	3 児 童 扶 養 手 当 給 付 費 負 担 金	△1,467	児童扶養手当給付費負担金
				4 生活保護費負担金	△34,762	生活保護費負担金 △34,778 生活困窮者自立支援負担金 16
				5 国 民 健 康 保 険 事 業 費 負 担 金	2,591	保険基盤安定負担金
計	2,027,181	△33,638	1,993,543			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1総務費国庫補助金	668,845	△75,270	593,575	1 総 務 費 補 助 金	△75,270	マイナンバーカード交付事務費補助金 232 デジタル田園都市国家構想交付金 △1,059 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 △78,779 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (振り仮名) 4,336
3衛生費国庫補助金	80,608	△25,555	55,053	1 保健衛生費補助金	△25,555	新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金
5土木費国庫補助金	69,766	△35,703	34,063	1 土木費国庫補助金	△35,703	都市構造再編集中支援事業費補助金 △32,642 道路更新防災等対策事業補助金 △8,346 I Cアクセス道路補助金 5,285
8社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金	84,516	△18,052	66,464	1 社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金	△18,052	防災安全社会資本整備交付金

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
計	1,084,338	△154,580	929,758			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民 生 費 県 負 担 金	814,827	△5,882	808,945	4 国 民 健 康 保 険 事 業 費 負 担 金	△5,882	保険基盤安定負担金
計	814,827	△5,882	808,945			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総 務 費 県 補 助 金	74,836	△1,425	73,411	1 総務管理費補助金	△1,425	地方創生移住支援等補助金
3 衛 生 費 県 補 助 金	20,390	△4,952	15,438	1 保健衛生費補助金	△4,952	浄化槽設置整備事業費補助金
4 農 林 水 産 業 費 県 補 助 金	92,521	△8,227	84,294	1 農 業 費 補 助 金	△8,068	機構集積協力金交付事業費補助金
						鳥獣被害防止総合対策補助金
						鳥獣被害防止促進補助金
						水利施設管理強化事業補助金
						経営開始資金補助金
				2 林 業 費 補 助 金	△159	一般造林事業補助金
5 商 工 費 県 補 助 金	2,250	△1,672	578	1 商 工 費 補 助 金	△1,672	自然環境整備交付金
計	431,462	△16,276	415,186			

(款) 16 県支出金

(項) 3 県委託金

3 農 林 水 産 業 費 県 委 託 金	320	△318	2	1 農 業 費 委 託 金	△318	家畜伝染病予防事業委託金
計	106,077	△318	105,759			

(款) 16 県支出金

(項) 4 県交付金

2 農 林 水 産 業 費 県 交 付 金	100,587	△21,708	78,879	1 農 業 費 交 付 金	△21,708	多面的機能支払事業費
計	106,078	△21,708	84,370			

(款) 17 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 財 産 貸 付 収 入	11,238	734	11,972	1 土地建物貸付収入	734	土地・建物貸付収入
---------------	--------	-----	--------	------------	-----	-----------

(款) 17 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
計	20,639	734	21,373			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

1 寄 附 金	225,001	9,100	234,101	1 寄 附 金	9,100	ふるさと応援寄附金（企業版）
計	225,001	9,100	234,101			

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1財政調整基金繰入金	200,000	△200,000	0	1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	△200,000	財政調整基金
2減 債 基 金 繰 入 金	300,000	△300,000	0	1 減 債 基 金 繰 入 金	△300,000	市債元金償還金
6地域振興基金繰入金	85,554	140,000	225,554	1 地域振興基金繰入 金	140,000	小学校管理運営事業 100,000 中学校管理運営事業 40,000
7地域福祉基金繰入金	0	10,000	10,000	1 地域福祉基金繰入 金	10,000	社会福祉施設整備事業
計	798,406	△350,000	448,406			

(款) 19 繰入金

(項) 2 特別会計繰入金

2後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 繰 入 金	1	30,305	30,306	1 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 繰 入 金	30,305	後期高齢者医療特別会計繰入金
3介護保険特別会計 繰 入 金	1	10,717	10,718	1 介護保険特別会計 繰 入 金	10,717	介護保険特別会計繰入金
計	3	41,022	41,025			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1繰 越 金	317,966	381,332	699,298	1 繰 越 金	381,332	前年度繰越金
計	317,966	381,332	699,298			

(款) 21 諸収入

(項) 2 市預金利子

1市 預 金 利 子	1	523	524	1 市 預 金 利 子	523	歳計現金預金利子
計	1	523	524			

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 雑 入	206,453	15,235	221,688	1 雑 入	15,235	霞台厚生施設組合派遣職員負担金 △987 茨城県後期高齢者医療広域連合派遣職員負担金 1,955 茨城県職員対等相互交流派遣負担金 1,791 土浦市職員対等相互交流派遣負担金 8,890 公益的法人等派遣負担金 3,586
計	234,291	15,235	249,526			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

1 総 務 債	438,200	△5,900	432,300	1 庁舎移転事業債	△600	庁舎移転事業債
				2 コミュニティセンター施設整備事業債	△5,300	霞ヶ浦コミュニティセンター空調施設整備事業債 △3,000 霞ヶ浦コミュニティセンター視聴覚室LED照明整備事業債 △2,300
5 土 木 債	301,300	△34,100	267,200	1 道路整備事業債	△34,100	市道整備事業債 △29,300 橋梁長寿命化事業債 △4,800
6 消 防 債	174,800	△2,500	172,300	1 防災基盤整備事業債	△2,500	消防車両整備事業債
7 教 育 債	119,300	1,400	120,700	2 下稲吉中学校施設整備事業債	400	下稲吉中学校施設整備事業債
				3 下稲吉東小学校施設整備事業債	1,000	下稲吉東小学校施設整備事業債
8 臨時財政対策債	50,000	△4,092	45,908	1 臨時財政対策債	△4,092	臨時財政対策債
計	1,390,200	△45,192	1,345,008			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	1, 010, 424	46, 277	1, 056, 701			1, 791	44, 486	3 職 員 手 当 等	34, 467	01 職員等人件費 34, 467
								10 需用費	△500	3 退職手当特別負担金 34, 467
								18 負担金、補助及び交付金	12, 310	03 広報事業 △500
										0301 広報に要する経費 △500
								10 印刷製本費	△500	04 人事管理事業 12, 310
										0401 人事管理に要する経費 12, 310
										18 土浦市職員対等相互交流派遣負担金 12, 310
2 文書法制費	23, 652	△572	23, 080				△572	12 委託料	△572	01 文書法制事業 △572
										0101 文書法制に要する経費 △572
										12 文書等配達業務委託 △572
4 会計管理費	10, 019	△1, 034	8, 985				△1, 034	12 委託料	△1, 034	01 会計管理事業 △1, 034
										0101 会計管理に要する経費 △1, 034
										12 出先機関公金等集金業務委託 △1, 100
										12 機構改革に伴う財務会計システム改修業務委託 66
5 財産管理費	888, 051	344, 700	1, 232, 751		△600	734	344, 566	10 需用費	△1, 300	02 庁舎等財産管理事業 △4, 211
								12 委託料	△2, 411	0201 千代田庁舎管理に要する経費 △500
								17 備 品 購入費	△500	17 公用車 △500
								24 積立金	348, 911	0202 霞ヶ浦庁舎管理に要する経費 △1, 292
										12 施設ゴミ収集委託 △215
										12 施設警備委託 △1, 077
										0203 旧小学校施設管理に要する経費 △1, 300
										10 光熱水費 △1, 300
										0206 (仮称) 中央庁舎管理に要する経費 △1, 119
										12 新庁舎整備工事監理業務委託 △584
										12 設計内容照査業務委託 △535
										06 基金運用事業 348, 911
										0601 基金運用益等の積立に要する経費 348, 911
										24 財政調整基金積立金 274, 607
										24 減債基金積立金 71, 321
										24 公共施設等整備基金積立金 2, 983

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 財 般 源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
8生活安全 対 策 費	59,505	△7,559	51,946				△7,559	10 需用費	△5,956	01 生活安全対策事業	△7,559
								12 委託料	△517	0101 交通安全対策に要する経費	△5,500
								14 工 事 請 負 費	△1,086	10 光熱水費	△5,500
										0102 地域安全対策に要する経費	△2,059
9地域振興 費	173,352	△23,025	150,327	△1,425	△3,000		△18,600			10 光熱水費	△456
										12 防犯カメラ等機器保守点検 委託	△517
										14 カメラ付き防犯灯設置工事	△1,086
								10 需用費	△16,625	03 移住定住促進事業	△1,707
								12 委託料	△4,693	0301 移住定住・結婚支援に要する 経費	△1,707
								18 負担金 、補助 及 び 交付金	△1,707	18 わくわく茨城移住支援金	△1,707
										04 コミュニティ施設管理事業	△21,318
										0401 霞ヶ浦コミュニティセンター 管理に要する経費	△17,967
										10 燃料費	△6,110
										10 光熱水費	△8,832
										12 霞ヶ浦コミュニティセンタ ー空調設備改修実施設計業 務委託	△3,025
										0402 千代田コミュニティセンター 管理に要する経費	△2,201
										10 光熱水費	△533
										12 施設管理委託	△973
										12 昇降機点検委託	△110
										12 特殊建築物定期報告委託	△361
										12 防火設備定期検査報告委託	△224
										0403 下稻吉コミュニティセンター 管理に要する経費	△1,150
										10 光熱水費	△1,150
計	2,451,962	358,787	2,810,749	△1,425	△3,600	2,525	361,287				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1税務総務 費	418,542	△17,906	400,636	△17,906				11 役務費	△464	02 税務事務総合調整事業	△17,906
								12 委託料	△662	0202 定額減税・調整給付に要する 経費	△17,906
								18 負担金 、補助 及び 交付金	△16,780	11 通信運搬費	△313
										11 手数料	△151
										12 調整給付関係通知書等封入 封緘業務委託	△128

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
(1 税務総務費)									12 調整給付情報等管理業務委託 △534	
計	496,557	△17,906	478,651	△17,906					18 定額減税補足調整給付金 △16,780	

(項) 3 戶籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	86,614	488	87,102	4,568			△4,080	11 役務費 12 委託料	2,600 △2,112	02 戸籍住民基本台帳等事業 0201 戸籍事務に要する経費 11 通信運搬費 12 戸籍情報システム改修委託 0202 住民基本台帳事務に要する経費 11 通信運搬費 11 手数料	488 247 2,359 △2,112 241 233 8
計	86,614	488	87,102	4,568			△4,080				

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉 総務費	659, 189	△115, 530	543, 659	△115, 530		5, 541	△5, 541	10 需用費	△311	01 職員等人件費	
								11 役務費	△369	0101 職員等人件費	
								18 負担金 、補助 及 び 交付金	△114, 850	(財源振替)	
										02 社会福祉事業	△115, 530
								0211 物価高騰に伴う給付金・定額 減税一体支援（新たな非課税 等）に要する経費	△115, 530		
								10 印刷製本費	△311		
								11 通信運搬費	△248		
								11 手数料	△121		
								18 エネルギー・食料品価格等 の物価高騰に伴う低所得世 帯支援給付金（均等割り課 税のみ世帯）	△74, 400		
								18 エネルギー・食料品価格等 の物価高騰に伴う低所得世 帯支援給付金（子ども加算 ）	△8, 150		
								18 エネルギー・食料品価格等 の物価高騰に伴う低所得世 帯支援給付金（非課税世帯 ）	△32, 300		

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
3 老人福祉費	92,050	3,938	95,988			10,000	△6,062	19 扶助費	3,938	01 高齢者対策事業 0101 要援護高齢者等対策に要する経費 19 老人保護措置費 0102 長寿社会づくりに要する経費 (財源振替)	3,938 3,938 3,938
4 介護保険費	595,018	5,625	600,643				5,625	27 繰出金	5,625	01 介護保険事業 0102 介護保険特別会計繰出に要する経費 27 介護保険特別会計繰出金	5,625 5,625 5,625
7 国民健康保険費	323,422	△3,539	319,883	△3,291			△248	27 繰出金	△3,539	01 国民健康保険事業 0101 国民健康保険特別会計繰出に要する経費 27 国民健康保険特別会計繰出金	△3,539 △3,539 △3,539
計	4,044,416	△109,506	3,934,910	△118,821		15,541	△6,226				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1児童福祉総務費	30,899	△880	30,019				△880	1 報酬	△880	01 子ども・子育て支援事業 0101 家庭児童相談に要する経費 1 会計年度任用職員（看護師等）報酬	△880 △880 △880
2児童措置費	706,751	△4,401	702,350	△1,467			△2,934	19 扶助費	△4,401	01 児童措置事業 0101 児童扶養手当支給に要する経費 19 児童扶養手当	△4,401 △4,401 △4,401
3保育所費	335,406	△3,300	332,106				△3,300	1 報酬	△1,900	02 保育所維持管理事業 0204 わかぐり保育所管理運営に要する経費 1 会計年度任用職員（保育士等）報酬 10 光熱水費 10 給食費	△3,300 △3,300 △1,900 △800 △600
								10 需用費	△1,400		
4児童福祉施設費	1,021,994	0	1,021,994	12,800			△12,800			01 児童福祉施設維持管理事業 0101 民間保育所に要する経費 (財源振替) 0102 認定こども園に要する経費 (財源振替) 0103 家庭的保育等に要する経費 (財源振替)	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明
				特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債				
計	2,327,039	△8,581	2,318,458	11,333			△19,914		

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護 総 務 費	88,953	57,429	146,382	16			57,413	22 償還金、 利子 及 び 割引料	57,429	02 生活保護等事業 0201 生活保護等総務事務に要する 経費 22 国庫補助金等返還金	57,429 57,429 57,429
2 扶 助 費	602,069	△50,500	551,569	△34,778			△15,722	19 扶助費	△50,500	01 生活保護等扶助事業 0101 生活保護等扶助に要する経費 19 生活扶助費 19 住宅扶助費 19 教育扶助費 19 医療扶助費 19 葬祭扶助費 19 施設事務費 19 出産扶助費	△50,500 △50,500 △6,000 △2,000 △400 △40,000 △1,000 △700 △400
計	691,022	6,929	697,951	△34,762			41,691				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生 総 務 費	181,174	23,915	205,089			△987	24,902	22 償還金、 利子 及 び 割引料	23,915	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 (財源振替) 02 地域保健推進事業 0205 新型コロナウイルスワクチン 接種に要する経費 22 国庫補助金等返還金	23,915 23,915 23,915 23,915
2 予 防 費	179,393	△34,793	144,600	△25,555			△9,238	12 委託料	△34,793	01 感染症等対策事業 0102 法定予防接種に要する経費 12 予防接種委託	△34,793 △34,793 △34,793
4 母子保健 事 業 費	77,594	1,641	79,235				1,641	18 負担金、 補助 及 び 交付金 22 償還金、 利子 及 び 割引料	△1,800 3,441	01 母子保健推進事業 0102 不妊治療費助成に要する経費 18 不妊治療費補助金 0104 出産・子育て応援に要する経 費 22 国庫補助金等返還金	1,641 △1,800 △1,800 3,441 3,441
5 保健セン タ ー 費	177,390	△340	177,050				△340	10 需用費	△340	01 健康福祉等施設管理運営事業 0101 保健センター管理に要する経 費	△340 △340

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
(5保健センター費)									10 光熱水費	△340	
7環境保全対策費	462,817	△53,584	409,233	△4,952			△48,632	12 委託料 18 負担金、補助及び交付金	△3,300 △50,284	01 環境保全事業 0101 環境美化に要する経費 12 犬猫等死体処理業務委託 02 水質保全対策事業 0201 浄化槽設置整備に要する経費 18 浄化槽等設置事業費補助金 03 廃棄物対策事業 0302 一般廃棄物処理に要する経費 12 家庭系一般廃棄物収集業務委託 12 プラスチック製容器包装処理業務委託 18 霞台厚生施設組合負担金	△300 △300 △300 △19,000 △19,000 △19,000 △34,284 △34,284 △1,300 △1,700 △31,284
計	1,287,228	△63,161	1,224,067	△30,507		△987	△31,667				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

3農業振興費	47,587	△10,434	37,153	△8,494			△1,940	7 報償費 18 負担金、補助及び交付金	△1,000 △9,434	01 農業振興事業 △8,343 0101 農業振興に要する経費 △7,360 18 第三者継承促進事業補助金 △610 18 経営開始資金補助金 △6,750 0103 畜産振興に要する経費 △983 18 家畜防疫予防事業推進補助金 △983 02 有害鳥獣対策事業 △2,091 0201 有害鳥獣対策に要する経費 △2,091 7 有害鳥獣捕獲処理謝礼 △1,000 18 鳥獣被害防止施設整備支援事業補助金 △1,091
4農地利用対策費	59,486	△1,550	57,936	△1,550				18 負担金、補助及び交付金	△1,550	01 農地利用促進事業 △1,550 0102 農地中間管理に要する経費 △1,550 18 機構集積協力金 △1,550
5土地改良費	178,871	△25,891	152,980	△20,050			△5,841	18 負担金、補助及び交付金	△25,891	01 土地改良事業 △25,891 0102 土地改良助成に要する経費 1,658 18 省エネルギー化推進対策補助金 1,658 0104 農地維持・資源向上対策に要する経費 △27,549

(款) 6 農林水産業費				(項) 1 農業費				(単位 千円)	
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明
				特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債				
(5 土地改良費)									18 農地維持・資源向上対策交付金 △27,549
計	714,762	△37,875	676,887	△30,094		△7,781			

(款) 6 農林水産業費				(項) 2 林業費					
1 林業振興費	15,161	△159	15,002	△159				18 負担金、補助及び交付金 △159	01 林業振興事業 0101 林業振興に要する経費 18 一般造林事業補助金 △159
計	15,161	△159	15,002	△159					

(款) 7 商工費				(項) 1 商工費					
4 観光施設費	107,071	△3,872	103,199	△1,672			△2,200	14 工 事 請 負 費 △3,872	01 観光施設等管理運営事業 0101 雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費 14 三ツ石森林公園ウッドデッキ改修工事 △3,872
5 観光交流費	68,206	△1,598	66,608	△1,059			△539	12 委託料 △1,598	01 観光交流促進事業 0102 観光サイクリングに要する経費 12 自転車環境魅力共創事業委託 △1,598
計	542,506	△5,470	537,036	△2,731			△2,739		

(款) 8 土木費				(項) 2 道路橋梁費					
1 道路橋梁維持費	175,971	△13,000	162,971	△8,346	△4,800		146	14 工 事 請 負 費 △13,000	01 道路維持管理事業 0101 道路維持管理に要する経費 14 道路改修工事 14 橋梁補修工事 △1,300 △11,700
2 道路橋梁新設改良費	508,891	△67,639	441,252	△45,409	△29,300		7,070	12 委託料 △12,639 16 公有財産購入費 △15,000 21 補償、補填及び賠償金 △40,000	01 市道整備事業 0101 市道整備に要する経費 12 補償料調査業務委託 12 鑑定調査業務委託 16 道路敷取得費 21 物件等補償 △8,545 △4,094 △15,000 △40,000 0102 (仮称)千代田P AスマートI C関連事業に要する経費(財源振替)
計	684,862	△80,639	604,223	△53,755	△34,100		7,216		

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 常備消防費	903, 557	△4, 968	898, 589		△2, 500	8, 890	△11, 358	17 備 品 購 入 費	△4, 568	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 (財源振替) 02 常備消防事業 0201 常備消防に要する経費 17 高規格救急自動車 18 茨城消防救急無線・指令セ ンター運営協議会負担金
								18 負担金 、補助 及 び 交付金	△400	
3 災害対策費	90, 128	△4, 928	85, 200				△4, 928	17 備 品 購 入 費	△4, 928	02 防災・災害対策事業 0201 災害対策に要する経費 17 排水ポンプ車
計	1, 093, 478	△9, 896	1, 083, 582		△2, 500	8, 890	△16, 286			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

3 一般管理費	110, 753	△2, 702	108, 051				△2, 702	12 委託料	△832	01 教育総務事業 0101 教育指導に要する経費 12 I C T支援業務委託 17 教師用指導図書
								17 備 品 購入費	△1, 870	
4 教育振興 対 策 費	77, 996	△1, 300	76, 696				△1, 300	1 報 酬	△300	01 教育振興対策事業 0101 指導主事設置に要する経費 18 派遣指導主事市町村負担金 0102 小学校教育振興に要する経費 1 会計年度任用職員 (T T非 常勤講師等) 報酬
								18 負担金 、補助 及 び 交付金	△1, 000	
計	299, 646	△4, 002	295, 644				△4, 002			

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1 小 学 校 管 理 費	628, 177	△43, 900	584, 277	41, 857	1, 000	100, 000	△186, 757	1 報 酬	△790	01 児童支援事業	△1, 966
								3 職 員 手 当 等	△267	0101 小学校保健に要する経費	△1, 290
								7 報償費	△676	1 学校医等報酬	△790
								10 需用費	△14, 000	12 保健管理委託	△250
								11 役務費	△500	12 教職員健康診断委託	△250
								12 委託料	△20, 267	0103 小学校就学支援に要する経費	△676
								14 工 事 請 負 費	△7, 400	7 入学記念品	△676
										02 小学校管理運営事業	△26, 134
		0201 小学校管理運営に要する経費	△18, 467								
		12 教職員パソコン保守	△250								
		12 小学校スクールバス運行委託	△18, 217								

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
(1小 学 校 管 理 費)										0202 小学校給食管理運営に要する経費 3 会計年度任用職員勤勉手当 14 給食室電源改修工事 03 小学校施設維持管理事業 0301 小学校施設維持管理に要する経費 10 光熱水費 11 電話料 11 手数料 12 消防設備保守委託 12 特殊建築物定期報告委託 04 小学校施設整備事業 0401 小学校施設整備に要する経費 (財源振替)
計	628,177	△43,900	584,277	41,857	1,000	100,000	△186,757			△7,667 △267 △7,400 △15,800 △15,800 △14,000 △300 △200 △300 △1,000

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1中 学 校 管 理 費	431,868	△6,800	425,068		400	40,000	△47,200	1 報 酬	△600	01 生徒支援事業 △600
								12 委託料	△600	0104 中学校部活動支援に要する経費 △600
								14 工 事 請 負 費	△5,600	1 会計年度任用職員（部活動指導員）報酬 △600
										02 中学校管理運営事業 △6,200 0201 中学校管理運営に要する経費 △600 12 教職員パソコン保守 △600 0202 中学校給食管理運営に要する経費 △5,600 14 給食室電源改修工事 △5,600 04 中学校施設整備事業 0402 下稻吉中学校施設整備に要する経費(財源振替)
計	431,868	△6,800	425,068		400	40,000	△47,200			

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

2 公民館費	39,160	△14,896	24,264		△2,300		△12,596	13 使用料及び賃借料	△644	03 公民館活動推進事業 △14,252 0301 霞ヶ浦公民館講座に要する経費 △14,252 14 L E D 照明器具更新工事 △14,252
--------	--------	---------	--------	--	--------	--	---------	-------------	------	--

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
(2 公民館費)								14 工 事 請 負 費	△14,252	04 公民館コミュニティ形成事業 0401 霞ヶ浦公民館コミュニティ活動に要する経費 13 車借上料	△644 △644 △644
計	244,533	△14,896	229,637		△2,300		△12,596				

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

2 体育施設 管理費	141,244	△8,059	133,185				△8,059	12 委託料 14 工事 請負費	△6,930 △1,129	01 体育施設管理運営事業 0105 第1常陸野公園管理運営に要する経費 14 高圧受電設備改修工事 0106 (仮称)スポーツ公園管理運営に要する経費 12 境界確定測量業務委託	△8,059 △1,129 △1,129 △6,930 △6,930
計	187,115	△8,059	179,056				△8,059				

(款) 12 公債費

(項) 1 公債費

2 利子	84,255	△6,479	77,776				△6,479	22 償還金、利子及び割引料	△6,479	01 市債償還事業(利子) 0101 市債償還に要する経費(利子) 22 地方債利子	△6,479 △6,479 △6,479
計	1,914,832	△6,479	1,908,353				△6,479				

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分		職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計		
補 正 後	長 等	3		22,867	7,528 (3.45)	3,776	34,171	6,309	40,480
	議 員	16	52,620		17,398 (3.45)		70,018	15,488	85,506
	その他の特別職	1,171	63,713				63,713	346	64,059
	計	1,190	116,333	22,867	24,926	3,776	167,902	22,143	190,045
補 正 前	長 等	3		22,867	7,528 (3.45)	3,776	34,171	6,309	40,480
	議 員	16	52,620		17,398 (3.45)		70,018	15,488	85,506
	その他の特別職	1,171	64,503				64,503	346	64,849
	計	1,190	117,123	22,867	24,926	3,776	168,692	22,143	190,835
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の特別職		△ 790				△ 790		△ 790
	計		△ 790				△ 790		△ 790

2 一 般 職

(1)総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	359 (19) 【 179】	【 266,270】	1,441,162	1,031,738 【 90,819】	2,472,900 【 357,089】	452,596 【 52,551】	2,925,496 【 409,640】
補正前	359 (19) 【 179】	【 269,950】	1,441,162	1,031,738 【 91,086】	2,472,900 【 361,036】	452,596 【 52,551】	2,925,496 【 413,587】
比 較		【△ 3,680】		【△ 267】	【△ 3,947】		【△ 3,947】

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当
	補正後	44,181	322,043	267,171	17,032	26,376	67,420	4,141	52,015
	補正前	44,181	322,043	267,171	17,032	26,376	67,420	4,141	52,015
	比 較								
	区 分	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別 勤務手当	地域手当	単身赴任手当	
	補正後	2,130	24,851	5,807	192,906	3,694	1,971		
	補正前	2,130	24,851	5,807	192,906	3,694	1,971		
	比 較								

議案第 39 号

令和 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度かすみがうら市の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 545 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 114, 897 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 27 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
6 繰 入 金		386,422	△3,539	382,883	
	1 一 般 会 計 繰 入 金	323,422	△3,539	319,883	
7 繰 越 金		1	8,084	8,085	
	1 繰 越 金	1	8,084	8,085	
歳 入 合 計		4,110,352	4,545	4,114,897	

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 保 健 事 業 費		56,906	2,549	59,455
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	34,229	2,549	36,778
7 諸 支 出 金		5,103	1,996	7,099
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,101	1,996	7,097
歳 出 合 計		4,110,352	4,545	4,114,897

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	805,398	0	805,398
2 使用料及び手数料	50	0	50
3 国庫支出金	1	0	1
4 県支出金	2,904,474	0	2,904,474
5 財産収入	500	0	500
6 繰入金	386,422	△3,539	382,883
7 繰越金	1	8,084	8,085
8 諸収入	13,506	0	13,506
歳入合計	4,110,352	4,545	4,114,897

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	57,737	0	57,737				
2 保 険 給 付 費	2,845,657	0	2,845,657				
3 国民健康保険事業費納付金	1,129,448	0	1,129,448				
4 財政安定化基金拠出金	1	0	1				
5 保 健 事 業 費	56,906	2,549	59,455				2,549
6 基 金 積 立 金	500	0	500				
7 諸 支 出 金	5,103	1,996	7,099				1,996
8 予 備 費	15,000	0	15,000				
歳 出 合 計	4,110,352	4,545	4,114,897				4,545

2歳入

(款) 6繰入金

(項) 1一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1一般会計繰入金	323,422	△3,539	319,883	1一般会計繰入金	△3,539	保険基盤安定繰入金（支援分）5,262 保険基盤安定繰入金（軽減分）△9,571 未就学児均等割保険税繰入金△105 国保財政安定化支援事業分90 保健事業分763 産前産後保険税繰入金22
計	323,422	△3,539	319,883			

(款) 7繰越金

(項) 1繰越金

1繰越金	1	8,084	8,085	1その他の繰越金	8,084	前年度繰越金
計	1	8,084	8,085			

3 歳 出									
(款) 5 保健事業費									
(項) 1 特定健康診査等事業費									
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 特定健康診査等事業費	34,229	2,549	36,778				2,549	12 委託料	2,549
計	34,229	2,549	36,778				2,549		
01 特定健康診査等に要する経費 2,549 0101 特定健康診査等に要する経費 2,549 12 特定保健指導委託 2,549									

(款) 7 諸支出金									
(項) 1 償還金及び還付加算金									
3 その他償還金	1	1,996	1,997				1,996	22 償還金、利子及び割引料	1,996
計	5,101	1,996	7,097				1,996		
01 その他償還に要する経費 1,996 0101 その他償還に要する経費 1,996 22 国庫負担金等返還金 1,996									

議案第40号

令和6年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度かすみがうら市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,439千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,168,260千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月27日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		539,565	16,134	555,699
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	539,565	16,134	555,699
4 繰 越 金		1	30,305	30,306
	1 繰 越 金	1	30,305	30,306
歳 入 合 計		1,121,821	46,439	1,168,260

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,112,328	16,134	1,128,462
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,112,328	16,134	1,128,462
3 諸 支 出 金		3,715	30,305	34,020
	2 繰 出 金	1	30,305	30,306
歳 出 合 計		1,121,821	46,439	1,168,260

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	539,565	16,134	555,699
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 繰入金	579,812	0	579,812
4 繰越金	1	30,305	30,306
5 諸収入	2,442	0	2,442
歳入合計	1,121,821	46,439	1,168,260

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	4,778	0	4,778				
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,112,328	16,134	1,128,462				16,134
3 諸 支 出 金	3,715	30,305	34,020				30,305
4 予 備 費	1,000	0	1,000				
歳 出 合 計	1,121,821	46,439	1,168,260				46,439

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料 (項) 1 後期高齢者医療保険料 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 特 別 徴 収 保 険 料	355, 151	△19, 151	336, 000	1 現年度分特別徴収 保 険 料	△19, 151	現年度分
2 普 通 徴 収 保 険 料	184, 414	35, 285	219, 699	1 現年度分普通徴収 保 険 料	35, 285	現年度分
計	539, 565	16, 134	555, 699			

(款) 4 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰 越 金	1	30, 305	30, 306	1 繰 越 金	30, 305	繰越金
計	1	30, 305	30, 306			

3 歳 出				(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金						(単位 千円)	
(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金											
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 後期高齢者医療広域連合納付金	1, 112, 328	16, 134	1, 128, 462				16, 134	18 負担金、補助及び交付金	16, 134	01 後期高齢者医療広域連合納付に要する経費 16, 134 0101 後期高齢者医療広域連合納付に要する経費 16, 134 18 被保険者保険料等 16, 134	
計	1, 112, 328	16, 134	1, 128, 462				16, 134				
(款) 3 諸支出金				(項) 2 繰出金							
1 一般会計繰出金	1	30, 305	30, 306				30, 305	27 繰出金	30, 305	01 一般会計繰出に要する経費 30, 305 0101 一般会計繰出に要する経費 30, 305 27 一般会計繰出金 30, 305	
計	1	30, 305	30, 306				30, 305				

議案第41号

令和6年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第5号）

令和6年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58,705千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,941,545千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月27日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
3 国 庫 支 出 金		817,701	597	818,298
	2 国 庫 補 助 金	192,106	597	192,703
4 支 払 基 金 交 付 金		975,896	806	976,702
	1 支 払 基 金 交 付 金	975,896	806	976,702
5 県 支 出 金		552,918	373	553,291
	3 県 補 助 金	21,788	373	22,161
7 繰 入 金		621,235	47,581	668,816
	1 一 般 会 計 繰 入 金	585,519	5,998	591,517
	2 基 金 繰 入 金	35,716	41,583	77,299
8 繰 越 金		47,069	9,348	56,417
	1 繰 越 金	47,069	9,348	56,417
歳 入 合 計		3,882,840	58,705	3,941,545

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		3, 591, 337	45, 000	3, 636, 337
	1 介 護 サ ー ビ ス 諸 費	3, 244, 269	45, 000	3, 289, 269
4 地 域 支 援 事 業 費		130, 152	2, 988	133, 140
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	43, 627	2, 988	46, 615
7 諸 支 出 金		53, 437	10, 717	64, 154
	3 繰 出 金	1	10, 717	10, 718
歳 出 合 計		3, 882, 840	58, 705	3, 941, 545

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	848,877	0	848,877
2 使用料及び手数料	50	0	50
3 国庫支出金	817,701	597	818,298
4 支払基金交付金	975,896	806	976,702
5 県支出金	552,918	373	553,291
6 財産収入	284	0	284
7 繰入金	621,235	47,581	668,816
8 繰越金	47,069	9,348	56,417
9 諸収入	11,224	0	11,224
10 介護サービス収入	7,586	0	7,586
歳入合計	3,882,840	58,705	3,941,545

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	80,794	0	80,794				
2 保 険 給 付 費	3,591,337	45,000	3,636,337				45,000
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	130,152	2,988	133,140	970		1,179	839
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	16,835	0	16,835				
6 基 金 積 立 金	284	0	284				
7 諸 支 出 金	53,437	10,717	64,154				10,717
8 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	3,882,840	58,705	3,941,545	970		1,179	56,556

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	8,800	597	9,397	1 現 年 度 分	597	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)
計	192,106	597	192,703			

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

2地域支援事業支援 交 付 金	11,912	806	12,718	1 現 年 度 分	806	地域支援事業支援交付金
計	975,896	806	976,702			

(款) 5 県支出金

(項) 3 県補助金

1地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	5,500	373	5,873	1 現 年 度 分	373	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)
計	21,788	373	22,161			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1介護給付費繰入金	446,289	5,625	451,914	1 現 年 度 分	5,625	介護給付費繰入金
2地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	5,500	373	5,873	1 現 年 度 分	373	地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)
計	585,519	5,998	591,517			

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1介護給付費準備基金 繰 入 金	35,716	41,583	77,299	1 介護給付費準備 基 金 繰 入 金	41,583	介護給付費準備基金繰入金
計	35,716	41,583	77,299			

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1繰 越 金	47,069	9,348	56,417	1 繰 越 金	9,348	前年度繰越金
計	47,069	9,348	56,417			

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 居宅介護サービス等給付費	1,750,927	24,500	1,775,427				24,500	18 負担金、補助及び交付金	24,500	01 居宅介護サービス等給付に要する経費 24,500 0101 居宅介護サービス等給付に要する経費 24,500 18 居宅介護サービス給付費 23,000 18 地域密着型サービス給付費 1,500
2 施設介護サービス等給付費	1,493,342	20,500	1,513,842				20,500	18 負担金、補助及び交付金	20,500	01 施設介護サービス等給付に要する経費 20,500 0101 施設介護サービス等給付に要する経費 20,500 18 施設介護サービス給付費 20,500
計	3,244,269	45,000	3,289,269				45,000			

(款) 4 地域支援事業費

(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費

1 介護予防・生活支援サービス事業費	42,782	2,988	45,770	970		1,179	839	18 負担金、補助及び交付金	2,988	01 介護予防・生活支援サービスに要する経費 2,988 0101 介護予防・生活支援サービスに要する経費 2,988 18 介護予防・生活支援サービス費 2,506 18 介護予防・生活支援サービス計画給付費 482
計	43,627	2,988	46,615	970		1,179	839			

(款) 7 諸支出金

(項) 3 繰出金

1 一般会計繰出金	1	10,717	10,718				10,717	27 繰出金	10,717	01 一般会計繰出に要する経費 10,717 0101 一般会計繰出に要する経費 10,717 27 一般会計繰出金 10,717
計	1	10,717	10,718				10,717			

議案第48号

財産の無償譲渡について

財産を下記のとおり減額して無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月27日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

1 無償譲渡をする財産

【建物】

所 在 かすみがうら市西成井字ミダノ脇85番地
種 類 公民館
構 造 木造セメントかわらぶき平屋建
床面積 245.11平方メートル

2 無償譲渡の相手方

かすみがうら市西成井85番地
認可地縁団体 西成井集会
代表者 齊藤 英雄

3 適正価格

47,000円（不動産鑑定評価額）

4 無償譲渡をする時期

議決後、速やかに無償譲渡契約を締結

5 無償譲渡する理由

本施設は、主となる本館部分は明治時代に建築されたものである。

平成12年に増築をしているが、増築部分は、本館と一体性を有するトイレと調理室であり、新築後100年以上を経過した建物として評価した場合、経済的耐用年数は満了したものと考えるのが相当である。

また、地縁団体移管後について、平時は地域コミュニティの活動拠点としての活用に供し、選挙時には投票所として利用するなど公共的な役割を担う施設として期待できるため、無償譲渡をするものである。

議案第49号

財産の無償譲渡について

財産を下記のとおり減額して無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月27日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

1 無償譲渡をする財産

【建物】

所 在	かすみがうら市坂934番地1
構 造	鉄筋コンクリート造 地上3階
建築面積	625.00平方メートル
延べ面積	1,190.78平方メートル

【土地】

所 在	かすみがうら市坂934番1 外9筆
地積合計	5417.79平方メートル

2 無償譲渡の相手方

東京都港区麻布台2丁目3番5号

ワールドアプレイザルジャパン株式会社

代表取締役 山本 誠

3 参考価格

70,660,819円

建物 47,109,112円（固定資産税評価額）

土地 23,551,707円（固定資産税評価額×7分の10をもと
に測量後の実測面積で積算）

4 無償譲渡をする時期

議決後、速やかに無償譲渡契約を締結

5 無償譲渡する理由

施設の利活用事業者の公募を行ってきた結果、利活用を希望する事業者より、市が持つ観光資源を活かした体験型ホテル事業と施設の無償譲渡についての提案があり、市としては今後施設を整理する際の補助金返還や施設解体費用などの経費、固定資産税の収入を踏まえると、民間の活力による地域の活性化に資する取組みや地域貢献に資することが期待できるため、無償譲渡をするものである。

議案第50号

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会に日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合が加入することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第1項の規定に基づき、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約を次のとおり変更する。

令和7年2月27日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部を変更する
規約

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約（平成25年4月1日施行）の一部を次のように変更する。

第2条中「水戸市」の次に「，日立市」を加え，「，鹿島地方事務組合」を削り，「及び鹿行広域事務組合」を「，鹿行広域事務組合，稲敷地方広域市町村圏事務組合及び鹿島地方事務組合」に改める。

附 則

この規約は、全ての構成団体の議会の議決があった日から起算して10日を超えない範囲内において構成団体の長が協議して定める日から施行する。

議案第 5 1 号

市道路線の認定について

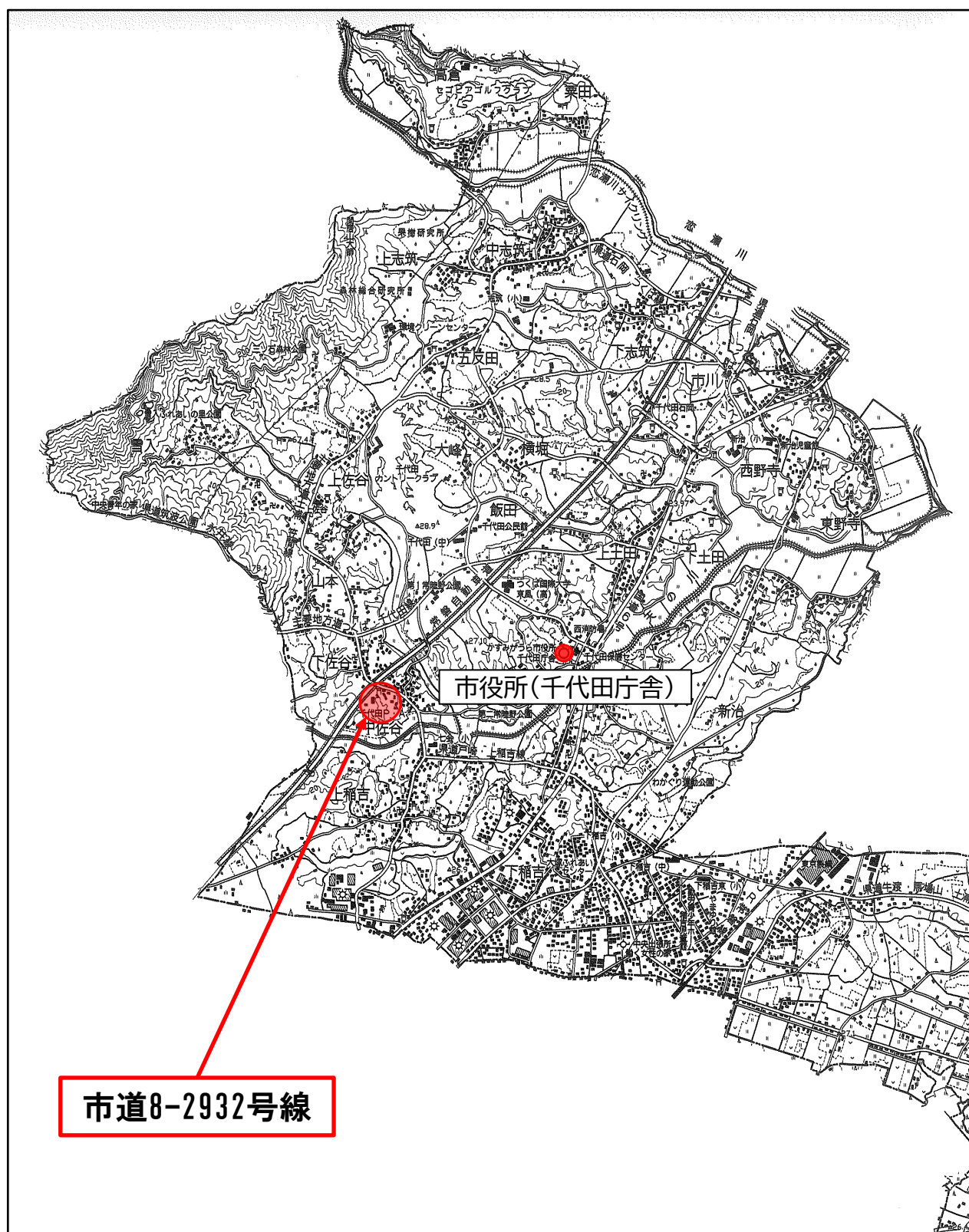
道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、議会の議決を求める。

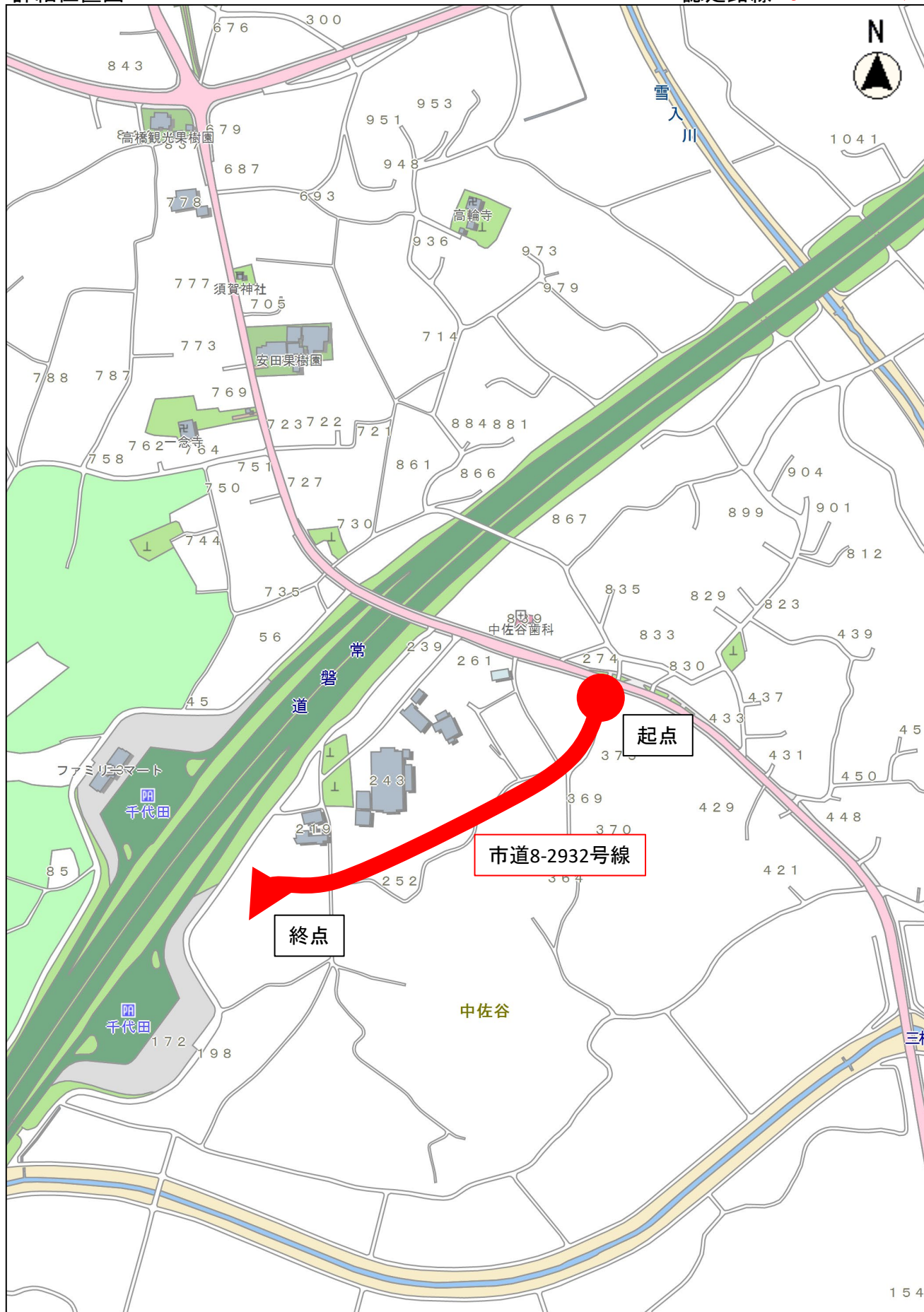
令和 7 年 2 月 2 7 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大(m)	(m)
その他	8-2932	中佐谷 273 番 1	中佐谷 205 番	10.75～12.00	462.00

広域位置図（千代田地区）





議案第 5 2 号

市道路線の認定について

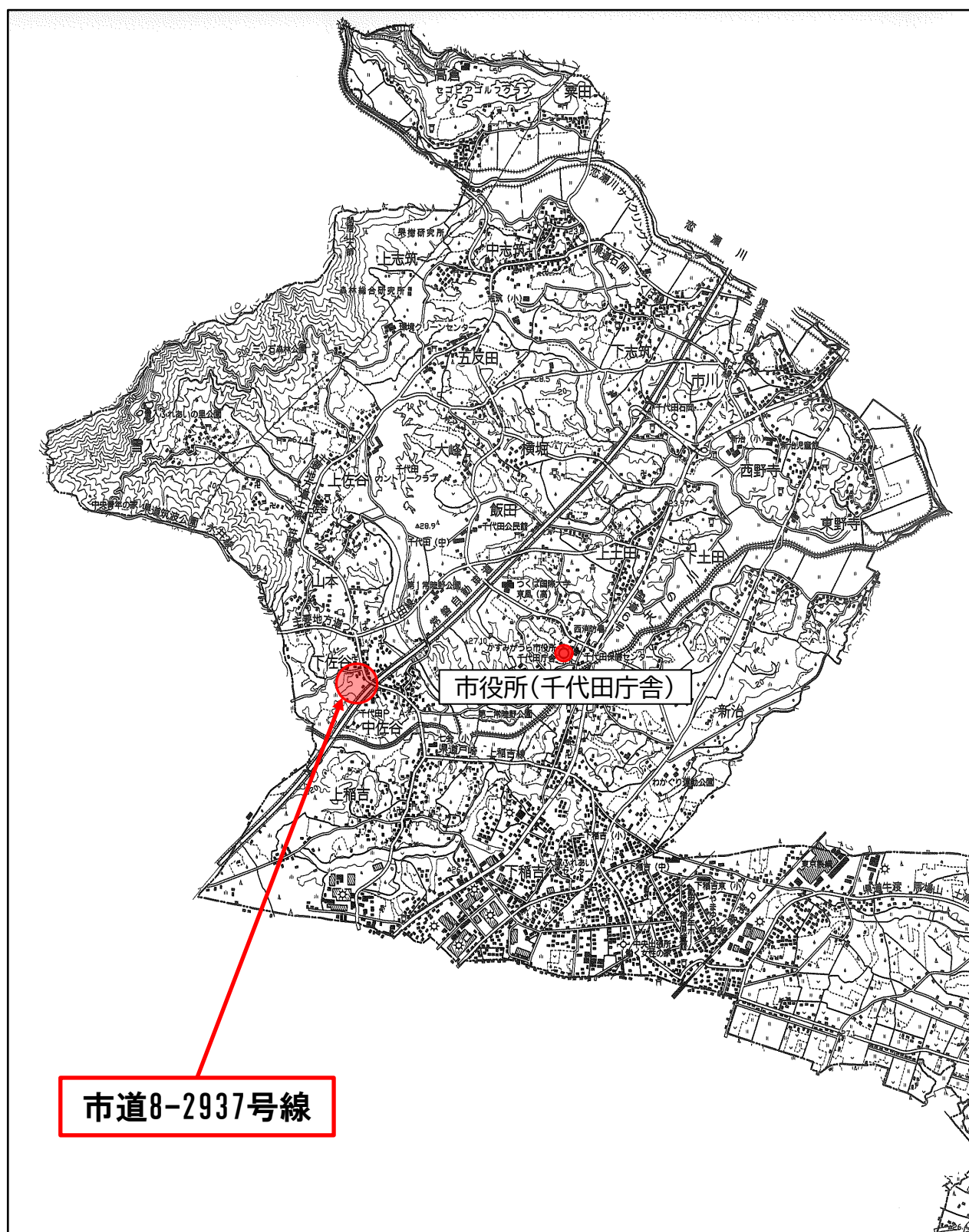
道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、議会の議決を求める。

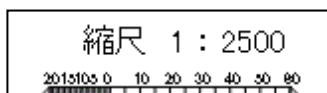
令和 7 年 2 月 2 7 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大(m)	(m)
その他	8-2937	中佐谷 236 番 1	中佐谷 45 番 2	6.75～13.00	196.00

広域位置図（千代田地区）





(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

かすみがうら市情報公開・個人情報保護審査会条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
(罰則) 第14条 第5条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の 懲役 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第14条 第5条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の 拘禁刑 又は50万円以下の罰金に処する。
2 (略)	2 (略)

かすみがうら市個人情報の保護に関する法律施行条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
附 則 第1条及び第2条 (略) (かすみがうら市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前のかすみがうら市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条又は第15条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第3号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)を提供し、又は盗用してはならない責務及び義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。 (1)及び(2) (略) 2及び3 (略) 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成す	附 則 第1条及び第2条 (略) (かすみがうら市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前のかすみがうら市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条又は第15条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第3号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)を提供し、又は盗用してはならない責務及び義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。 (1)及び(2) (略) 2及び3 (略) 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成す

るために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) (略) 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 6 旧審査会の委員が、この条例の施行前において職務上知り得た秘密をこの条例の施行後に漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 7 (略)	るために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) (略) 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 6 旧審査会の委員が、この条例の施行前において職務上知り得た秘密をこの条例の施行後に漏らしたときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 7 (略)
--	---

かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
(罰則) 第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) (略) 2及び3 (略)	(罰則) 第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) (略) 2及び3 (略)

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲	第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲

(げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1) 及び (2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの	(げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1) 及び (2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの
第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該職員が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされその判決が確定していない場合 (2) (略) 2～4 (略) 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他こ	第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該職員が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされその判決が確定していない場合 (2) (略) 2～4 (略) 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他こ

れを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 (2) 及び(3) (略) 6～8 (略)	れを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合 (2) 及び(3) (略) 6～8 (略)
--	---

かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) 禁錮以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略)	(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略)

かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 新旧対照表(第3条関係)

改正前	改正後
(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 及び(3) (略)	(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 及び(3) (略)

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等	(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定める	関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定める
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。 (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。 (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
	附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(特定法人) 第8条 法第10条第1項に規定する条例で定める特定法人は、株式会社かすみがうら未来づくりカンパニーとする。	(特定法人) 第8条 法第10条第1項に規定する条例で定める特定法人は、株式会社かすみがうら F Cとする。
	附 則 この条例は、公布の日から施行する。

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3 (略)

2 任命権者は、**3歳に満たない子**のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

3 (略)

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができないものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「**3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育**」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとす

第8条の3 (略)

2 任命権者は、**小学校就学の始期に達するまでの子**のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

3 (略)

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができないものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、**並びに**第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

る。	
5 (略)	5 (略)
(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者 <u>(第18条の2第1項において「配偶者等」という。)</u> で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
2及び3 (略)	2及び3 (略)
	<u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u> <u>第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から</u>

	<u>翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u>
	<u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> <u>第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>
	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の第8条の3第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。</u>

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(部分休業の承認)	(部分休業の承認)
第18条 (略)	第18条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 非常勤職員に対する部分休業の承認につ	3 非常勤職員に対する部分休業の承認につ

いては、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定</u>による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	いては、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。
	<u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>

かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
（費用弁償） 第2条 （略） 2～5 （略） 6 <u>前4項</u>に定めるもののほか、議長、副議長及び議員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。 7 （略）	（費用弁償） 第2条 （略） 2～5 （略） 6 <u>前各項</u>に定めるもののほか、議長、副議長及び議員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。<u>ただし、議長、副議長及び議員が議会又は委員会等に出席したときは、費用弁償として1日につき1,000円を支給する。</u> 7 （略）

かすみがうら市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前		改正後	
別表第1(第1条関係)		別表第1(第1条関係)	
区分	議員報酬月額	区分	議員報酬月額
議長	<u>334,000円</u>	議長	<u>385,000円</u>
副議長	<u>285,000円</u>	副議長	<u>328,000円</u>
議員	<u>269,000円</u>	議員	<u>310,000円</u>

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

【改正前】

別表第1(第2条、第5条、第6条関係)

機関名	職名		報酬			旅費			
			年額	月額	日額	車賃(1 キロメ ートル につき)	日当(1 日につ き)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)
執行 機関	(略)					(略)	(略)	(略)	(略)
	監査 委員	知識経験を有するものの中から選任された委員			<u>9,500</u>	37	2,200	13,000	2,200
		議会議員の中から選任された委員			<u>8,500</u>	37	2,200	13,000	2,200
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附属 機関	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	子ども・子育て会議委員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>地域包括支援センター運営協議</u>				<u>7,500</u>	<u>37</u>	<u>2,100</u>	<u>12,500</u>	<u>2,100</u>

	<u>会委員</u>							
	保健センター運営協議会委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>予防接種事故調査会委員</u>			<u>7,500</u>	<u>37</u>	<u>2,100</u>	<u>12,500</u>	<u>2,100</u>
	農業振興地域整備促進協議会委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	環境審議会委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>環境美化委員会議委員</u>			<u>7,500</u>	<u>37</u>	<u>2,100</u>	<u>12,500</u>	<u>2,100</u>
	廃棄物減量等推進審議会委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	社会教育委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	公民館運営審議会委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>消防施設等整備検討委員会委員</u>			<u>7,500</u>	<u>37</u>	<u>2,100</u>	<u>12,500</u>	<u>2,100</u>
補助機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

1～6 (略)

7 校医のうち、内科及び眼科、歯科については、この表の報酬の欄中「日額」とあるのは、「生徒1人当たりの額」とし、薬剤師については、「**1校当たりの額**」とする。

8 (略)

【改正後】

別表第1(第2条、第5条、第6条関係)

機関名	職名	報酬			旅費			
		年額	月額	日額	車賃(1キロメートル)	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)

						につき)			
執行 機関	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	監査 委員	知識経験を有するものの中から選任された委員		<u>40,000</u>		37	2,200	13,000	2,200
		議会議員の中から選任された委員		<u>35,000</u>		37	2,200	13,000	2,200
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附属 機関	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	子ども・子育て会議委員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	保健センター運営協議会委員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	農業振興地域整備促進協議会委員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	環境審議会委員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	廃棄物減量等推進審議会委員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	社会教育委員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>学校運営協議会委員</u>				<u>7,500</u>	<u>37</u>	<u>2,100</u>	<u>12,500</u>	<u>2,100</u>
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	公民館運営審議会委員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
補助 機関	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

1～6 (略)

7 校医のうち、内科及び眼科、歯科については、この表の報酬の欄中「日額」とあるのは、「生徒1人当たりの額」とし、薬剤師については、「1校当たりの日額」とする。

8 (略)

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後																
別表第1(第3条関係)	別表第1(第3条関係)																
<table><tr><th>区分</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>市長</td><td><u>779,000円</u></td></tr><tr><td>副市長</td><td><u>592,000円</u></td></tr><tr><td>教育長</td><td><u>546,000円</u></td></tr></table>	区分	給料月額	市長	<u>779,000円</u>	副市長	<u>592,000円</u>	教育長	<u>546,000円</u>	<table><tr><th>区分</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>市長</td><td><u>818,000円</u></td></tr><tr><td>副市長</td><td><u>622,000円</u></td></tr><tr><td>教育長</td><td><u>574,000円</u></td></tr></table>	区分	給料月額	市長	<u>818,000円</u>	副市長	<u>622,000円</u>	教育長	<u>574,000円</u>
区分	給料月額																
市長	<u>779,000円</u>																
副市長	<u>592,000円</u>																
教育長	<u>546,000円</u>																
区分	給料月額																
市長	<u>818,000円</u>																
副市長	<u>622,000円</u>																
教育長	<u>574,000円</u>																
	附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (適用区分) 2 この条例による改正後のかすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に初めてその期日を告示されるかすみがうら市長選挙において選出されるかすみがうら市長の任期の開始する日から適用する。																

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後												
別表第1(第4条関係)	別表第1(第4条関係)												
1 (略)	1 (略)												
<table><tr><th>職務の級</th><th>職務の内容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	職務の級	職務の内容	(略)	(略)	<table><tr><th>職務の級</th><th>職務の内容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	職務の級	職務の内容	(略)	(略)				
職務の級	職務の内容												
(略)	(略)												
職務の級	職務の内容												
(略)	(略)												
2 消防職給料表級別職務分類表	2 消防職給料表級別職務分類表												
<table><tr><th>職務の級</th><th>職務の内容</th></tr><tr><td>7級</td><td>消防長及び次長の職務</td></tr><tr><td>6級</td><td>課長 <u>及び</u> 署長の職務</td></tr></table>	職務の級	職務の内容	7級	消防長及び次長の職務	6級	課長 <u>及び</u> 署長の職務	<table><tr><th>職務の級</th><th>職務の内容</th></tr><tr><td>7級</td><td>消防長及び次長の職務</td></tr><tr><td>6級</td><td>課長、署長 <u>及び企画監</u> の職務</td></tr></table>	職務の級	職務の内容	7級	消防長及び次長の職務	6級	課長、署長 <u>及び企画監</u> の職務
職務の級	職務の内容												
7級	消防長及び次長の職務												
6級	課長 <u>及び</u> 署長の職務												
職務の級	職務の内容												
7級	消防長及び次長の職務												
6級	課長、署長 <u>及び企画監</u> の職務												

5級	<u>消防司令</u> の職務	5級	<u>課長補佐及び副署長</u> の職務
4級	<u>消防司令補</u> の職務	4級	<u>係長</u> の職務
3級	<u>消防士長</u> の職務	3級	<u>主任</u> の職務
2級	<u>消防副士長</u> の職務	2級	<u>主幹</u> の職務
1級	<u>消防士</u> の職務	1級	<u>主事及び主事補</u> の職務
		附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。	

かすみがうら市手数料条例 新旧対照表

改正前					改正後				
別表第1(第2条関係)					別表第1(第2条関係)				
区分	手数料の種類		単位	金額 (円)	区分	手数料の種類		単位	金額 (円)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
土砂等 による 土地の 埋立て 等の規制に 関する手 数料	許可申 請	1,000平方メ ートル未満	1件	10,000	土砂等 による 土地の 埋立て 等の規制に 関する手 数料	許可申 請	1,000平方メ ートル未満	1件	10,000
		<u>3,000平方メ ートル未満</u>	1件	22,000			<u>3,000平方メ ートル以下</u>	1件	22,000
		<u>5,000平方メ ートル未満</u>	<u>1件</u>	<u>45,000</u>					
	変更	1,000平方メ ートル未満	1件	1,000		変更	1,000平方メ ートル未満	1件	1,000
		<u>3,000平方 メートル未 満</u>	1件	2,200			<u>3,000平方 メートル以 下</u>	1件	2,200
		<u>5,000平方メ ートル未満</u>	<u>1件</u>	<u>4,500</u>			埋立て等区 域の面積の 変更を含む 変更を行う もの（面積 の増加によ り区分を変	(略)	(略)
		埋立て等区 域の面積の 変更を含む 変更を行う もの（面積 の増加によ り区分を変	(略)	(略)					

17条) 第4章 環境美化の促進(第18条・ 第19条) 第5章 飼い犬のふん害防止(第20条・第21条) 第6章 雑則(第22条・第23条) 第7章 罰則(第24条) 附則	17条) 第4章 環境美化の促進(第18条) 第5章 飼い犬のふん害防止(第19条・第20条) 第6章 雑則(第21条・第22条) 第7章 罰則(第23条) 附則
<u>(環境美化委員会議の設置)</u> 第19条 市長は、地域におけるごみの投棄防止のために、環境美化委員会議(以下「会議」という。)を置く。 2 会議は次の各号に掲げることを行うものとする。 (1) 市民に対する指導、助言及び啓発に関する事項 (2) 市に対する情報の提供、提言に関する事項 (3) その他ごみの投棄防止のために必要な事項 3 会議について必要な事項は別に定める。	
第20条～第24条 (略)	第19条～第23条 (略)
	附 則 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>

かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(目的) 第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について必要な規制を定めることにより、市民の生活環境の保全 及び災害の防止 に資することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について必要な規制を定めることにより、市民の生活環境の保全に資することを目的とする。
(事業主及び事業施工者の責務) 第3条 事業主及び事業施工者(以下「事業主等」という。)は、事業を行うにあたっては、	(事業主及び事業施工者の責務) 第3条 事業主及び事業施工者(以下「事業主等」という。)は、事業を行うにあたっては、

当該事業区域及びその周辺の地域における 土壌の汚染及び土砂等の流出を未然に防止 する等、当該事業区域及びその周辺の地域 の生活環境の保全及び災害の防止のために 必要な措置を講じなければならない。 2～4 （略）	当該事業区域及びその周辺の地域における 土壌の汚染及び土砂等の流出を未然に防止 する等、当該事業区域及びその周辺の地域 の生活環境の保全のために必要な措置を講 じなければならない。 2～4 （略）
（土砂等を発生させる者等の責務） 第4条 （略） 2 土砂等の運搬を行う者は、事業に使用され る土砂等を運搬しようとするときは、廃棄 物の混入した土砂等又は土壌の汚染若しく は崩落、飛散若しくは流出の発生のおそれ のある土砂等を運搬することのないよう必 要な配慮をしなければならない。	（土砂等を発生させる者等の責務） 第4条 （略） 2 土砂等の運搬を行う者は、事業に使用され る土砂等を運搬しようとするときは、廃棄 物の混入した土砂等又は土壌の汚染、飛散 若しくは流出の発生のおそれのある土砂等 を運搬することのないよう必要な配慮をし なければならない。
（事業主でない事業区域の土地の所有者の 責務） 第5条 事業主でない事業区域の土地の所有 者は、その所有する土地を事業に使用させ ようとする場合には、事業計画を十分に掌 握し、土壌の汚染及び災害が発生するおそ れのないことを確認するとともに、これら のおそれのある事業に対しては当該土地を 提供することのないように努めなければなら ない。 2及び3 （略）	（事業主でない事業区域の土地の所有者の 責務） 第5条 事業主でない事業区域の土地の所有 者は、その所有する土地を事業に使用させ ようとする場合には、事業計画を十分に掌 握し、土壌の汚染が発生するおそれのない ことを確認するとともに、これらのおそれ のある事業に対しては当該土地を提供する ことのないように努めなければならない。 2及び3 （略）
（事前協議） 第7条 事業を行おうとする事業主等は、事業 の許可を受ける前に、規則で定めるところ により、あらかじめ当該事業の計画につい て市長と協議しなければならない。ただし、 第8条第3項に規定する手続を経た事業主等 は、この限りでない。	（事前協議） 第7条 事業を行おうとする事業主等は、事業 の許可を受ける前に、規則で定めるところ により、あらかじめ当該事業の計画につい て市長と協議しなければならない。ただし、 次条第3項に規定する手続を経た事業主等 は、この限りでない。
（事業の許可） 第8条 事業区域の面積が5,000平方メートル 未満である事業を行おうとする事業主等	（事業の許可） 第8条 事業区域の面積が3,000平方メートル 以下である事業を行おうとする事業主等

は、市長の許可を受けなければならない。 ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。 (1)～(5) (略) 2 前項の許可を受けようとする事業主等は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(8) (略) (9) 事業の施工に関する計画 (10) 事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画 (11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項 3 前項の規定にかかわらず、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による許可を受けて、市街化区域内又は同法第12条の4第1項第1号の規定による地区計画の区域内において行う事業について第1項の許可を受けようとする事業主等は、前項各号に掲げる事項を記載した申請書に都市計画法第35条第2項の規定による開発許可の通知の文書並びに規則で定める書類及び図面並びに都市計画法第35条第2項の規定による開発許可の通知を添付して市長に提出しなければならない。 (周辺関係者等の同意) 第9条 前条第1項の許可を受けようとする事業主等(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、周辺関係者及び事業主でない事業区域の土地の所有者に対し、前条第2項第1号から第10号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。	は、市長の許可を受けなければならない。 ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。 (1)～(5) (略) 2 前項の許可を受けようとする事業主等は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(8) (略) (9) 事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画 (10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項 3 前項の規定にかかわらず、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による許可を受けて、市街化区域内又は同法第12条の4第1項第1号の規定による地区計画の区域内において行う事業について第1項の許可を受けようとする事業主等は、前項各号に掲げる事項を記載した申請書に都市計画法第35条第2項の規定による開発許可の通知の文書並びに規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。 (周辺関係者等の同意) 第9条 前条第1項の許可を受けようとする事業主等(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、周辺関係者及び事業主でない事業区域の土地の所有者に対し、前条第2項第1号から第9号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。
--	---

(許可の基準) 第11条 市長は、第8条第1項の許可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) (略) <u>(2) 事業の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合しているものであること。</u> <u>(3) 事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止</u>に関する計画が規則で定める事業区域の周辺地域の生活環境の保全<u>及び災害の防止</u>のために必要な措置に関する基準に適合しているものであること。 <u>(4) 及び(5)</u> (略)	(許可の基準) 第11条 市長は、第8条第1項の許可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) (略) <u>(2) 事業区域の周辺の地域の生活環境の保全</u>に関する計画が規則で定める事業区域の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する基準に適合しているものであること。 <u>(3) 及び(4)</u> (略)
(許可の条件) 第12条 市長は、第8条第1項の許可をするにあたっては、事業を行う期間を1年を限度として許可するものとし、当該許可に係る事業区域の周辺地域の生活環境の保全<u>及び災害の防止</u>のために必要な限度において、条件を付することができる。	(許可の条件) 第12条 市長は、第8条第1項の許可をするにあたっては、事業を行う期間を1年を限度として許可するものとし、当該許可に係る事業区域の周辺地域の生活環境の保全のために必要な限度において、条件を付することができる。
(変更の許可等) 第13条 第8条第1項の許可を受けた事業主等は、同条第2項第2号又は第4号から<u>第10号</u>までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 (略) 3 第1項ただし書に規定する変更があったとき又は第8条第2項第1号若しくは<u>第11号</u>に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から15日以内	(変更の許可等) 第13条 第8条第1項の許可を受けた事業主等は、同条第2項第2号又は第4号から<u>第9号</u>までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 (略) 3 第1項ただし書に規定する変更があったとき又は第8条第2項第1号若しくは<u>第10号</u>に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から15日以内

に、その旨を市長に届け出なければならない。	に、その旨を市長に届け出なければならない。
(届出) 第14条 (略) 2 市長は、前項の届出(同項第2号又は第3号に係るものに限る。)があったときは、遅滞なく、当該届出に係る事業が第8条第2項の申請書に記載された<u>事業の施工に関する計画(前条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第23条第2項第1号において同じ。)</u>及び事業区域の周辺の地域の生活環境の保全<u>及び災害の防止</u>に関する計画(前条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第23条第2項第1号において同じ。)に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。	(届出) 第14条 (略) 2 市長は、前項の届出(同項第2号又は第3号に係るものに限る。)があったときは、遅滞なく、当該届出に係る事業が第8条第2項の申請書に記載された事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画(前条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第23条第2項第1号において同じ。)に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。
(施工管理者の設置等) 第18条 許可を受けた者は、当該許可に係る事業区域の周辺の地域の生活環境の保全<u>及び災害の防止</u>のために必要な施工上の管理をつかさどる者(以下「施工管理者」という。)を置かなければならない。 2 許可を受けた者は、当該許可に係る事業を施工するときは、施工管理者に当該許可に係る事業区域の周辺の地域の生活環境の保全<u>及び災害の防止</u>のために必要な施工上の管理をさせなければならない。	(施工管理者の設置等) 第18条 許可を受けた者は、当該許可に係る事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な施工上の管理をつかさどる者(以下「施工管理者」という。)を置かなければならない。 2 許可を受けた者は、当該許可に係る事業を施工するときは、施工管理者に当該許可に係る事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な施工上の管理をさせなければならない。
(書類の備付け及び閲覧) 第21条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第8条第2項の申請書の写し、前条の帳簿その他の規則で定める書類を当該許可に係る事業区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え付け、当該事業に関し生活環境の保全<u>又は災</u>	(書類の備付け及び閲覧) 第21条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第8条第2項の申請書の写し、前条の帳簿その他の規則で定める書類を当該許可に係る事業区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え付け、当該事業に関し生活環境の保全上利害

害の防止 上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。	関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
(措置命令等) 第23条 (略) 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し第12条の規定により第8条第1項又は第13条第1項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る事業の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該事業に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 (1) 事業が第11条第1号の基準又は当該許可に係る第8条第2項の申請書に記載された事業の施工に関する計画若しくは事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画に適合していないと認めるとき。 (2) 生活環境の保全又は災害の防止のため緊急の必要があると認めるとき。 3 (略)	(措置命令等) 第23条 (略) 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し第12条の規定により第8条第1項又は第13条第1項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る事業の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該事業に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 (1) 事業が第11条第1号の基準又は当該許可に係る第8条第2項の申請書に記載された事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画に適合していないと認めるとき。 (2) 生活環境の保全のため緊急の必要があると認めるとき。 3 (略)
(協力要請) 第24条 市長は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、事業主等、事業に用いる土砂等を発生させる者、事業主でない事業区域の土地の所有者に対し、必要な協力を要請することができる。	(協力要請) 第24条 市長は、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、事業主等、事業に用いる土砂等を発生させる者、事業主でない事業区域の土地の所有者に対し、必要な協力を要請することができる。
(罰則) 第 29 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。 (1) 第 8 条第 1 項又は第 13 条第 1 項の規定に違反して事業を行った者 (2) 第 22 条又は第 23 条第 1 項若しくは第 2	(罰則) 第 29 条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。 (1) 第 8 条第 1 項又は第 13 条第 1 項の規定に違反して事業を行ったとき (2) 第 22 条又は第 23 条第 1 項若しくは第 2

項の規定による命令に違反した者 2 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第15条、第16条又は第25条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (2) 第25条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第13条第3項、第14条第1項又は第17条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第19条の規定に違反した者	項の規定による命令に違反したとき 2 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第15条、第16条又は第25条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき (2) 第25条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき 3 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第13条第3項、第14条第1項又は第17条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき (2) 第19条の規定に違反したとき 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のかすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定により着手している土地の埋立て等については、なお従前の例による。
---	---

かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例 新旧対照表

かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 コミュニティ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 コミュニティ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
志士庫コミュニティステーション	(略)	志士庫コミュニティステーション	(略)
志士庫第 2 コミュニティステーション	かすみがうら市西成井 85 番地		

かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前				改正後			
別表(第3条、第4条、第5条、第6条関係) 貸切り使用料				別表(第3条、第4条、第5条、第6条関係) 貸切り使用料			
施設名等	区分	1 時間あたり使用料		施設名等	区分	1 時間あたり使用料	
		市内	市外			市内	市外
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
千代田コミュニティセンター	(略)	(略)	(略)	千代田コミュニティセンター	(略)	(略)	(略)
	コミュニティスペースC	(略)	(略)	千代田コミュニティセンター	コミュニティスペースC	(略)	(略)
	コミュニティスペースD	300 円	450 円	(略)	(略)	(略)	(略)
	コミュニティスペースE	300 円	450 円	牛渡コミュニティステーション	大ホール	(略)	(略)
	コミュニティスペースF	300 円	450 円		会議室	(略)	(略)
	コミュニティスペースG	300 円	450 円		調理室	(略)	(略)
	コミュニティスペース	300 円	450 円	安飾コミュニティステーション	(略)	(略)	(略)
					会議室B	(略)	(略)
					調理室	(略)	(略)
				志士庫コミュニティステーション	(略)	(略)	(略)
				地域福祉センターやまゆり館	(略)	(略)	(略)
				(略)	(略)	(略)	(略)

	<u>一スH</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)
牛渡コミュニティステーション	大ホール	(略)	(略)
	<u>会議室A</u>	(略)	(略)
	<u>会議室B</u>	<u>140 円</u>	<u>210 円</u>
	調理室	(略)	(略)
安飾コミュニティステーション	(略)	(略)	(略)
	会議室B	(略)	(略)
	<u>会議室C</u>	<u>100 円</u>	<u>150 円</u>
	調理室	(略)	(略)
志士庫コミュニティステーション	(略)	(略)	(略)
<u>志士庫第 2 コミュニティステーション</u>	<u>大ホール</u>	<u>420 円</u>	<u>630 円</u>
	<u>和室</u>	<u>160 円</u>	<u>240 円</u>
	<u>調理室</u>	<u>100 円</u>	<u>150 円</u>
地域福祉センターやまゆり館	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

備考 (略)

かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前			改正後		
別表第1(第6条関係)			別表第1(第6条関係)		
区分	開館時間		区分	開館時間	
会議室(1)、(2)	月曜日から 土曜日	午前9時30分 から午後9時 00分まで	会議室(1)、(2)	月曜日から 土曜日	午前9時30分 から午後9時 00分まで
相談室			相談室		
健康づくりコー ナー			健康づくりコー ナー		
<u>足湯コーナー</u>					
子育てルーム	月曜日から 金曜日	午前9時30分 から午後4時	子育てルーム	月曜日から 金曜日	午前9時30分 から午後4時

		30分まで
別表第2(第12条関係)		
健康づくりコーナー		
区分	開館時間	
(略)	(略)	(略)
(略)		
<u>足湯コーナー</u>		
<u>区分</u>	<u>使用料(1人につき)</u>	
	<u>1日</u>	
<u>市内在住者又は在勤者</u>	<u>100円</u>	
<u>上記以外の者</u>	<u>200円</u>	
<u>健康づくりコーナー又は子育てルームを使用する者</u>	<u>無料</u>	
子育てルーム		
区分	使用料(1人につき)	
(略)	1日	1月
	(略)	(略)
(略)		
<u>附 則</u>		
<u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>		

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びかすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表 (第1条関係)

改正前	改正後
(保育所等との連携)	(保育所等との連携)
第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項	第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項

から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行う</u>こと。 (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び<u>第4項第1号</u>において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。</u> (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び<u>第6項第1号</u>において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 <u>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認める</u>
--	--

	<u>ときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> <u>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u>
<u>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u>	<u>4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u>

(2) <u>次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u>	(2) <u>市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u>
3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1) <u>当該家庭的保育事業者等</u>が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。) (2) (略)	5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。 (1) <u>家庭的保育事業者等</u>が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等 (2) (略)
4及び5 (略)	6及び7 (略)
(食事の提供の特例) 第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立	(食事の提供の特例) 第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養

等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略)	士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略)
附 則 第1条及び第2条 (略) (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 第4条～第9条 (略)	附 則 第1条及び第2条 (略) (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 第4条～第9条 (略)

かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年かすみがうら市条例第21号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(家庭的保育事業等基	第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年かすみがうら市条例第21号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(家庭的保育事業等基準条

準条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(家庭的保育事業等基準条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数は、家庭的保育事業にあっては1人とする。 2 (略)	例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。)にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(家庭的保育事業等基準条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数は、家庭的保育事業にあっては1人とする。 2 (略)
(特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) (略) (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子	(特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。 (2) (略) (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳

どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 <u>2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> <u>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> <u>ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u>
<u>2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所</u>	<u>4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認</u>

<u>在が明確化されていること。</u>	<u>めること。</u> <u>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u>
<u>(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u>	<u>(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u>
<u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該特定地域型保育事業者</u>が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される<u>場合小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u> (2) 事業実施場所において代替保育が提供される<u>場合事業</u>の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者 <u>4～9 (略)</u>	<u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者</u>が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される<u>場合 小規模保育事業A型事業者等</u> (2) 事業実施場所において代替保育が提供される<u>場合 事業</u>の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者 <u>6～11 (略)</u>
附 則 第1条～第4条 (略) (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設	附 則 第1条～第4条 (略) (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設

の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。
---	---

かすみがうら市介護保険条例 新旧対照表

改正前	改正後
(保険料率) 第4条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 30,500円 (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 46,000円 (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 46,300円 (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 60,400円 (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 67,200円 (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 80,600円 (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 87,300円 (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 100,800円 (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 114,200円 (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者	(保険料率) 第4条 令和7年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 33,300円 (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 50,100円 (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 50,500円 (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 65,800円 (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 73,200円 (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 87,800円 (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 95,100円 (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 109,800円 (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 124,400円 (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者

<u>127,600円</u> (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 <u>141,100円</u> (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 <u>154,500円</u> (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 <u>161,200円</u> 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の<u>令和6年度</u>から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,150円</u>とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度</u>から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,150円</u>」とあるのは、「<u>32,590円</u>」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度</u>から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>19,150円</u>」とあるのは、「<u>46,030円</u>」と読み替えるものとする。 (保険料の徴収猶予) 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。 (1)～(4) (略)	<u>139,000円</u> (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 <u>153,700円</u> (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 <u>168,300円</u> (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 <u>175,600円</u> 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の<u>令和7年度</u>から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,860円</u>とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和7年度</u>から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>20,860円</u>」とあるのは、「<u>35,500円</u>」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和7年度</u>から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>20,860円</u>」とあるのは、「<u>50,140円</u>」と読み替えるものとする。 (保険料の徴収猶予) 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 第1号被保険者が法第63条の規定の適用</u>
--	---

2 (略)	<u>を受けていること。</u>
	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> 2 <u>この条例による改正後のかすみがうら市介護保険条例第4条の規定は、令和7年度以降の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u>

かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
(職員に係る基準及び当該職員の員数) 第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 (1) 及び(2) (略) (3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則 <u>第140条の68第1項</u>に規定する主任介護支援専門員研修を <u>修了した者</u>をいう。)	(職員に係る基準及び当該職員の員数) 第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数 <u>(協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要と認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))</u>によることができる。第3項において <u>同じ。</u>)は、原則として次のとおりとする。 (1) 及び(2) (略) (3) 主任介護支援専門員(<u>介護支援専門員であって、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号</u>

その他これに準ずる者 1人	に規定する主任介護支援専門員研修を <u>修了したもの(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。))から起算して5年を経過した者</u> にあっては、 <u>修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)</u> をいう。)その他、これに準ずる者 1人
2 (略)	2 (略) 3 <u>第1項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに第1項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u>
	<u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
(指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げ	(指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げ

る事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。 (2)～(4) (略)	る事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。 (2)～(4) (略)
	附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(名称等) 第2条 (略) <u>2 古墳公園の施設は、次のとおりとする。</u> <u>かすみがうら市富士見塚展示館</u>	(名称等) 第2条 (略)
<u>(職員)</u> <u>第3条 古墳公園の施設に、必要な職員を置くことができる。</u>	
<u>(入館料)</u> <u>第4条 かすみがうら市富士見塚展示館の入館料は、常設展示の場合無料とする。ただし、特別展示を行う場合は1,100円を超えない範囲で、その都度市長が定める。</u>	
<u>第5条～第9条</u> (略)	<u>第3条～第7条</u> (略)
	附 則 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
(法第34条第11号の条例で定める予定建築物等の用途) 第5条 法第34条第11号の規定により条例	(法第34条第11号の条例で定める予定建築物等の用途) 第5条 法第34条第11号の規定により条例

で定める予定建築物等の用途は、次の各号に掲げる建築物の用途以外の用途とする。 (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)別表第 2(い)項第 1 号に規定する建築物のうち、自己の居住の用に供する専用住宅(以下「自己用住宅」という。) (2) 建築基準法別表第 2(い)項第 2 号に規定する建築物のうち、自己の居住の用及び自己の業務の用に供するもの (3) 建築基準法別表第 2(ろ)項第 2 号に規定する建築物のうち、自己の業務の用に供するもの (4) 延べ面積が 200 平方メートル以下の事務所及び作業所のうち、自己の業務の用に供するもの。ただし、沿道型集落に建築するものに限る。 (5) 前各号に掲げる建築物に附属する建築物	で定める予定建築物等の用途は、次の各号に掲げる建築物の用途以外の用途とする。 (1) 沿道型集落 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)別表第 2(ろ)項各号に掲げる建築物並びに延べ面積が 200 平方メートル以下の事務所及び作業所 (2) 依存型集落 建築基準法別表第 2(ろ)項各号に掲げる建築物
(法第 34 条第 12 号の条例で定める開発行為) 第 6 条 法第 34 条第 12 号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。 (1) 既存集落の維持が困難となっている規則で定める要件に該当する区域内の既存集落であって、第 4 条第 1 項第 2 号から第 7 号までのいずれにも該当するもの(第 4 条第 1 項第 1 号に該当するものを除く。)のうち、沿道型集落、独立型集落又はその他の集落のいずれかに該当するものとして市長が指定する土地の区域内において行われる<u>前条各号の建築物の建築を目的とした開発行為で、予定建築物の高さが規則で定める高さを超えないもの。この場合において、前条第 4 号の規定の適用については、同号中「沿道型集落」とあるのは、</u>	(法第 34 条第 12 号の条例で定める開発行為) 第 6 条 法第 34 条第 12 号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。 (1) 既存集落の維持が困難となっている規則で定める要件に該当する区域内の既存集落であって、第 4 条第 1 項第 2 号から第 7 号までのいずれにも該当するもの(第 4 条第 1 項第 1 号に該当するものを除く。)のうち、沿道型集落、独立型集落又はその他の集落のいずれかに該当するものとして市長が指定する土地の区域内において行われる<u>次のいずれかに該当する開発行為で、予定建築物の高さが規則で定める高さを超えないもの。</u> <u>ア 建築基準法別表第 2(い)項第 1 号に規定する建築物のうち、自己の居住の用に</u>

<u>「沿道型集落又は独立型集落」とする。</u> (2)～(7) (略) 2 (略)	<u>供する専用住宅(以下「自己用住宅」という。)</u> <u>イ 建築基準法別表第2(イ)項第2号に規定する建築物のうち、自己の居住の用及び自己の業務の用に供するもの</u> <u>ウ 建築基準法別表第2(ロ)項第2号に規定する建築物のうち、自己の業務の用に供するもの</u> <u>エ 延べ面積が200平方メートル以下の事務所及び作業所のうち、自己の業務の用に供するもの。ただし、沿道型集落に建築するものに限る。</u> <u>オ アからエまでに掲げる建築物に附属する建築物</u> (2)～(7) (略) 2 (略)
	<u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>

かすみがうら市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
(園路及び広場) 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として政令第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令<u>第21条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせ、床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高	(園路及び広場) 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として政令第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令<u>第22条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせ、床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高

齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) (略)	齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) (略)
	附 則 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

かすみがうら市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(布設工事監督者の資格基準) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)<u>の土木工学科</u>又はこれに相当する課程<u>において衛生工学又は水道工学に関する学科目</u>を修めて卒業した後、<u>2年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2) 学校教育法による大学<u>の土木工学科</u>又は<u>これ</u>に相当する課程<u>において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)<u>又は</u>高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課	(布設工事監督者の資格基準) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)<u>又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科</u>又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (2) 学校教育法による大学又は<u>旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら</u>に相当する課程を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)<u>若しくは</u>高等専門学校<u>又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短</u>

程にあつては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	<u>期大学等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後。<u>次号において同じ。)</u>、5年以上水道<u>等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> <u>(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>
<u>(4)</u> 学校教育法による<u>高等学校又は中等教育学校</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	<u>(5)</u> 学校教育法による<u>高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道<u>等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> <u>(6)</u> <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>
<u>(5)</u> 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	<u>(7)</u> 10年以上水道<u>等</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>
<u>(6)</u> 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において	<u>(8)</u> 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において

衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては<u>1年</u>以上、第2号の卒業生にあつては<u>2年</u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては<u>2年</u>以上、第2号の卒業生にあつては<u>3年</u>以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>
<u>(7)</u> 外国の学校において、第1号<u>若しくは第2号</u>に規定する<u>課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する</u>課程に相当する課程<u>又は学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	<u>(9)</u> 外国の学校において、第1号<u>から第6号まで</u>に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>
<u>(8)</u> 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	<u>(10)</u> 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>
	<u>(11)</u> 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
<u>(9)</u> (略)	<u>(12)</u> (略) <u>2 簡易水道事業、給水人口が5万人以下である水道事業又は一日最大給水量が2万5千立</u>

方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道(以下「簡易水道等」という。)について、前項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」

する者に限る。)」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事

	<u>した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。</u>
(水道技術管理者の資格基準) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のとおりとする。 <u>(1) 前条第1号から第8号までに規定する布設工事監督者に必要な資格を有する者</u>	(水道技術管理者の資格基準) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のとおりとする。 <u>(1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>
(2) <u>前条第1号、第3号及び第4号</u> に規定する学校において <u>土木工学以外の</u> 工学、理学、農学、医学若しくは薬学 <u>に関する学科目</u> 又はこれらに <u>相当する学科目</u> を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、 <u>同条第1号</u> に規定する学校を卒業した者については4年以上、 <u>同条第3号</u> に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、 <u>同条第4号</u> に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(2) <u>前条第1項第1号、第3号又は第5号</u> に規定する学校において、 <u>工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程</u> 又はこれらに <u>相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）</u> を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、 <u>同項第1号</u> に規定する学校を卒業した者については4年以上、 <u>同項第3号</u> に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、 <u>同項第5号</u> に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(3) (略)	(3) (略)
(4) <u>前条第1号、第3号及び第4号</u> に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する <u>学科目</u> 並びにこれらに相当す	(4) <u>前条第1項第1号、第3号又は第5号</u> に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する <u>課程</u> 並びにこれらに相当

る<u>学科目</u>以外の<u>学科目</u>を修めて卒業した後 (<u>専門職大学前期課程にあっては、修了した後</u>)、<u>同条第1号</u>に規定する学校を卒業した者については5年以上、<u>同条第3号</u>に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については7年以上、<u>同条第4号</u>に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、第2号に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) (略)	する<u>課程</u>以外の<u>課程</u>を修めて卒業した後 (<u>当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。</u>)、<u>同項第1号</u>に規定する学校を卒業した者については5年以上、<u>同項第3号</u>に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については7年以上、<u>同項第5号</u>に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、<u>第1号若しくは</u>第2号に規定する<u>課程</u>又は前号に規定する<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、終了した者)ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) (略) <u>(7) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)</u>であって、<u>1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>2 簡易水道等又は1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道について前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3</u>
--	---

	<u>年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</u>
	附 則 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>

かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 新旧対照表

【改正前】

別表(第2条関係)

退職報償金支給額

(単位：円)

階級	勤務年数					
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

【改正後】

別表(第2条関係)

退職報償金支給額

(単位：円)

階級	勤務年数						
	5年以上10 年未満	10年以上15 年未満	15年以上20 年未満	20年以上25 年未満	25年以上30 年未満	30年以上35 年未満	35年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	<u>1,079,000</u>
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	<u>1,009,000</u>
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	<u>949,000</u>
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	<u>909,000</u>
部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	<u>834,000</u>
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	<u>789,000</u>

かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例 新旧対照表

かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例 新旧対照表(附則第2項関係)

改正前	改正後
別表(第2条関係) (1)～(8) (略) <u>(9) かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例(平成17年 かすみがうら市条例第129号)</u> <u>(10)～(31)</u> (略)	別表(第2条関係) (1)～(8) (略) <u>(9)～(30)</u> (略)

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表(附則第3項関係)

【改正前】

別表第1(第2条、第5条、第6条関係)

機関名	職名	報酬			旅費			
		年額	月額	日額	車賃(1 キロメ ートル につき)	日当(1 日につ き)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)

執行 機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附属 機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	農業振興地 域整備促進 協議会委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>農村環境改 善センター 運営委員会 委員</u>			<u>7,500</u>	<u>37</u>	<u>2,100</u>	<u>12,500</u>	<u>2,100</u>
	環境審議会 委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
補助 機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

【改正後】

別表第1(第2条、第5条、第6条関係)

機関名	職名	報酬			旅費			
		年額	月額	日額	車賃(1 キロメ ートル につき)	日当(1 日につ き)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)
執行 機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附属 機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	農業振興地 域整備促進 協議会委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	環境審議会 委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
補助 機関	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例 新旧対照表(附則第4項関係)

改正前				改正後			
(適用施設)				(適用施設)			
第2条 この条例の適用を受ける公の施設は、次の各号に掲げる条例の適用を受ける施設とする。ただし、 第10号 の適用においては、社会体育の振興を図るため、教育委員会規則で定めるところにより学校施設及び設備を市民等の使用に供する場合に限る。				第2条 この条例の適用を受ける公の施設は、次の各号に掲げる条例の適用を受ける施設とする。ただし、 第9号 の適用においては、社会体育の振興を図るため、教育委員会規則で定めるところにより学校施設及び設備を市民等の使用に供する場合に限る。			
(1)～(4) (略)				(1)～(4) (略)			
<u>(5) かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第129号)</u>							
<u>(6)～(10)</u> (略)				<u>(5)～(9)</u> (略)			
別表(第3条、第4条、第5条、第6条関係) 貸切り使用料				別表(第3条、第4条、第5条、第6条関係) 貸切り使用料			
施設 名等	区分	1時間あたり 使用料		施設 名等	区分	1時間あたり 使用料	
		市内	市外			市内	市外
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ウエル ネスプ ラザ	(略)	(略)	(略)	ウエル ネスプ ラザ	(略)	(略)	(略)
農 村 環 境 改 善 セ ン タ 二	<u>大会議室</u>	<u>1,320</u>	<u>1,980</u>	民家園		(略)	(略)
		<u>円</u>	<u>円</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>農事研修室</u>	<u>240円</u>	<u>360円</u>	備考 (略)			
	<u>調理実習室</u>	<u>260円</u>	<u>390円</u>				
	<u>研修集会室</u>	<u>200円</u>	<u>300円</u>				
	<u>A</u>						
	<u>研修集会室</u>	<u>200円</u>	<u>300円</u>				
	<u>B</u>						
	<u>生活実習室</u>	<u>80円</u>	<u>120円</u>				
	<u>A</u>						

	生活実習室	80円	120円	
	B			
民家園	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
備考 (略)				

**かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例 新旧対照表
(附則第5項関係)**

改正前	改正後
(長期かつ独占的な利用についての議会の議決) 第2条 次の各号に掲げる公の施設について、3年以上の期間にわたり独占的な利用をさせようとするときは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第11号の規定により議会の議決を得なければならない。 (1)～(10) (略) <u>(11) 農村環境改善センター</u> <u>(12)～(19)</u> (略)	(長期かつ独占的な利用についての議会の議決) 第2条 次の各号に掲げる公の施設について、3年以上の期間にわたり独占的な利用をさせようとするときは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第11号の規定により議会の議決を得なければならない。 (1)～(10) (略) <u>(11)～(18)</u> (略)
(特に重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止についての議会の特別議決) 第3条 次の各号に掲げる公の施設について10年以上の期間にわたり独占的な利用をさせようとするとき、又は当該施設を廃止しようとするときは、法第244条の2第2項の規定により議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。 (1)～(6) (略) <u>(7) 農村環境改善センター</u> <u>(8)～(11)</u> (略)	(特に重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止についての議会の特別議決) 第3条 次の各号に掲げる公の施設について10年以上の期間にわたり独占的な利用をさせようとするとき、又は当該施設を廃止しようとするときは、法第244条の2第2項の規定により議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。 (1)～(6) (略) <u>(7)～(10)</u> (略)

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約 新旧対照表

改正前	改正後
(協議会を構成する市町及び一部事務組合) 第2条 協議会は、水戸市、土浦市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、つくば市、常陸大宮市、那珂市、かすみがうら市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、<u>鹿島地方事務組合</u>、茨城西南地方広域市町村圏事務組合、筑西広域市町村圏事務組合、常総地方広域市町村圏事務組合 <u>及び鹿行広域事務組合</u> (以下「構成団体」という。)をもって構成する。	(協議会を構成する市町及び一部事務組合) 第2条 協議会は、水戸市、<u>日立市</u>、土浦市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、つくば市、常陸大宮市、那珂市、かすみがうら市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、茨城西南地方広域市町村圏事務組合、筑西広域市町村圏事務組合、常総地方広域市町村圏事務組合、<u>鹿行広域事務組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合及び鹿島地方事務組合</u> (以下「構成団体」という。)をもって構成する。
	附 則 <u>この規約は、全ての構成団体の議会の議決があった日から起算して 10 日を超えない範囲内において構成団体の長が協議して定める日から施行する。</u>